

総(企)-73-1

技術協力計画調整及び効果測定
のための現地調査総合報告書

昭和48年8月

海外技術協力事業団

Overseas Technical Cooperation Agency



JICA LIBRARY



1046987[2]

はじめに

技術協力の一般的意義は開発途上国の各種開発の主要な推進力である人的資源を開発し、技術水準の向上に資することであるが、(現地)人を接点として相手国の組織、体制に関係し、その背後にある開発の阻害要因を排除し、社会的開発基盤を育成するにある。更に最近では技術協力のもつこうした特性を活かし協力資金の点火剤、効果促進剤として機能させるという考えが定着しつつあり、技術協力は開発途上国援助の各種方式のなかにあつて増々その重要性が認識されるに至っている。

一方、わが国の政府ベースの技術協力は昭和29年に開始されて以来19年間を経過し、この間、年平均にして30%以上の拡大歩調を辿り、又協力形態も初期の専門家の単発派遣及び研修員の受入れといった内容から専門家チームと各種機材の組合せ投入などプロジェクト(ベース)へと進展し、多種多様な方式を内容とするようになってきている。

しかしながら、技術協力はもとより相手国の政策、実施体制の中に組み込まれて展開されるもので、プロジェクトの成功の条件はプロジェクト選定が適格であり、現地国が積極的姿勢を示し、わが国が現地の国民性、風土、社会に対し十分な理解をもち、更にこうした条件のうえに立ち、両国の密接な協同関係が維持されるかに集約される。協力対象プロジェクトが大型化、長期化するに従い、こうした成功の為の諸条件を成立させることが一層困難になってきているとも言えるであろう。従つて実施中のプロジェクトを総合的に把握し、改善策を見出し、かつ相手国政府の要望を知り、あわせて第3国等の現地での実施方法を知り、以後のプロジェクトの効率化に寄与するといった姿勢が一層重要な意味をもつようになってきている。

こうした観点に立ち、昭和42年度より、技術協力調査及び効果測定調査が実施されてきたが、本年度において以下3チームが派遣された。

本書は、これら調査を取り纏めたものであり、今後の技術協力実施上になんらかの寄与するところがあれば幸甚である。

海外技術協力事業団
総務部長 岡田 富美也

調査対象国期間及びチーム

- | | | |
|--------------------|---------------------|--|
| 1. タイ | 昭和48年
2月20～3月14日 | 総務部企画課
中村 信
開発技術協力室
八島 継男 |
| 2. マレーシア
シンガポール | 昭和48年
3月6日～3月21日 | 専務理事
寺岡 卓夫
国内事業部研修監理課
池田 嘉弥 |
| 3. インドネシア | 昭和48年
3月4日～3月24日 | 東京インターナショナルセンター
館長
阿部 千寿男
国内事業部研修第1課
榎本 正義 |

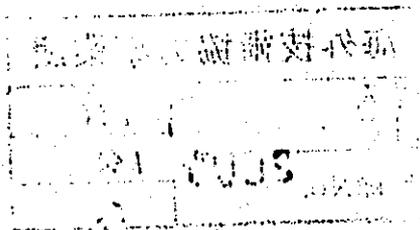
国際協力事業団	
受入 月日 '84. 3. 10	100
登録No. 00079	60
	KA

タイ国エバリュエーション調査

出張報告書

開発技術協力室

八島 継 男





目 次

I	はじめに — 「調査方法」の解説にかえて	5
II	タイ国の経済の方向と援助に対する期待	7
III	わが国技術協力の現状	9
	1. インフラストラクチャー分野に対する協力	10
	2. 1次産品開発に対する協力 — 大豆, 養蚕を中心として —	15
	(1) タイ大豆開発協力事業	15
	a. タイ大豆の生産と消費 — 畑作物としての大豆の位置づけ —	15
	b. タイ国に於ける大豆研究の現状	16
	c. わが国の技術協力	18
	d. 本協力に対する所見	18
	(2) タイ国養蚕センター	22
	a. 東南アジアに於ける養蚕業について	22
	b. わが国の技術協力	23
	c. 本協力に対する所見	23
	(3) 水産協力について	27
	3. 教育協力 — モンクット王工科大学 —	28
IV	タイ国における開発プロジェクトの決定過程, およびわが国技術協力への見解	29
V	日本人専門家の要望	31
VI	外国援助の事例	33
VII	第二次円借款にかかわる農業借款について	35
VIII	資料の収集等について — あとがきにかえて —	36

I はじめに — 「調査方法」の解説にかえて —

昭和47年度のエバリュエーション調査は今回OTCA内に設置された国別委員会(タイ・シンガポール・マレーシア委員会)の活動との関連において、対象国の一つとして、歴史的にも規模の点でもわが国の主要協力対象国であるタイ国をとりあげた。したがって、そこには二つの視点、すなわち、一つには個々の協力事業そのもののエバリュエーションであり、他の一つにはタイ国全体の経済、社会状況の推移からみて、その協力プロジェクトの適否あるいは今後の援助のあり方をエバリュエーションすることであって、これは多分に相手国の援助に対するニーズとの関連で把えるという意味では総合的に検討するものであつた。その結果、前者ではタイ国に対する当プロジェクトの有効性を高めるため、その機能を最大限に発揮させるよう運営されているかを検討し、また後者では「タイの経済開発」、「タイ経済の方向」などが含意された。

しかし、今回の効果測定調査では方法論上の準備が不十分であつたことと国別委員会の性格から、定量的評価ができず、定性的評価に重点をおかざるをえなかったが、その点、エバリュエーターの主観が混入することは避け得ず問題を残したことは認めなくてはならない。

さて、今回の調査出張期間のうち昭和48年2月20日より、3月14日までの当初1週間は理事長に随行して、ソラタニの道路センターの開所式に出席したため、実際のエバリュエーション調査は3月1日より3月14日までおこなつた。もちろん、道路センターの開所式に随行した折も、道路センターに派遣されている専門家から、エバリュエーション的観点に立って、いろいろ聴取した。

まず、今回のエバリュエーションの調査対象は三つに大別される。一つは相手国政府の関係者、このなかにはDTEC関係者、NEDB(企画委員会・KASEM計画部長)、農業技術局(大豆開発協力プロジェクトリーダー、Dr. Arooth、およびチエンマイ農業試験場、SANAN 場長)、水産局SUNAN 研究部長等が含まれる。つまり、こうして、一応OTCAと直接接触する相手側窓口から、相手国の経済政策立案機関、さらには現局たる農業技術局および水産局までというように組織系列的には網羅的に接することができたが、しか

し、調査の時間が短かく、かつエバリュエーションの実施について、事前の準備が必らずしも、十分でなくかなり調査が場当りのであったことは認めなくてはならない。他の一つの調査対象は日本の実施している主な技術協力プロジェクト、このうち医療協力分野は条件が整わなかったので除外したが、主としてこれらに派遣されている専門家で、これには一般個別専門家、プロジェクト専門家、国際機関専門家が含まれる。第三の調査対象はO T C A以外の類似機関、たとえば基金、ジェットロ、熱研等で派遣されている人達で、ここでは主として、これら機関からみたタイ国経済の現状と方向、あるいはこれら機関の実施している協力、さらにこれら機関からみたO T C Aの技術協力についての評価などを調査した。こうしてみると一応調査対象は網羅的に把えたが、民間機関、帰国研修員、U S O M、世銀等の諸外国援助機関のタイに対する援助調査が今回の調査でもれたことは遺憾であった。このうち、諸外国のタイに対する援助内容についてはD A Gで出版したNinth Compendium of Technical Assistance to Thailand, 1972 が入手できたので、これを参照することで、その援助動向についてある程度、概略が明らかになることが期待される。とくに、今回の調査を通じて、一つ重要な欠落部分と思われるのが、さきにふれたタイ国に進出している日本の民間企業との関連性に対する調査である。たしかに、タイ国において、日本の進出企業に対する批判があることは事実としても、一方ではこれら企業が実質的にタイ経済に果している役割は大きく、政府ベースの技術協力といえどもこうした民間企業のあり方を全く無視するわけにはゆくまい。民間進出企業に対し、無関心であり、両者の乖離が拡大していけば政府ベースの技術協力自身が埋没してしまう危険性をもつと考えられる。

さて、今回の調査に際し、O T C A現地事務所、専門家各位はもちろん、ジェットロ、基金、熱研の出先の各位、その他、タイ国関係機関の協力を得たが、これら各位に対しここをかりて、感謝申し上げたい。

なお、今回の調査は中村と八島が担当したが、中村がニューデリーに赴任したため、本報告書は八島が執筆したため、本文中の意見は八島個人のものであり、不十分な点は全て、八島個人の責任であることをつけ加えておく。

Ⅱ タイ国の経済の方向と援助に対する期待

1960年代を通じ、順調な経済発展を示したタイ国はベトナム戦争の終結を迎え、ベトナム特需の減退に見舞われることを余儀なくされ、その後の経済開発はきわめて、困難な立場に立たされることとなったといえよう。

67年～71年は年平均7.2%のGDPの成長率を示したが、なかでも銀行、保険および、不動産、電力、水道等のインフラ面、工業等が非常に高い成長率を示した。とくに銀行、不動産というサービス部門の急成長は明らかに都市化とインフレ化を助長したものと考えられよう。この60年代の経済成長をとくに特色づけるものは海外からの資本導入による輸入代替工業化が進展したこと。インフラ、とくに道路の整備がなされ、商品作物（とくにメーズ）の輸出増加をみたこと。また、一方では消費生活の向上もあって、それに伴い、消費財の輸入が増加したこと。そして、69年に至って、貿易収支が5億ドルの大巾な赤字に見舞れ、従来の経済政策に大きな軌道修正を余儀なくされたことなどであった。その結果、工業化は輸出指向型および国内原料開発型に改められることとなった。

現在、タイ国は第三次五ヶ年計画（1971年～1976年）に入っているが、その重点政策の中で、経済協力内至技術協力に関連する部分を取り出してみよう。まず、地方経済を発展し、所得格差を減ずること、ここではとりわけ東北、北部の開発が重視される。開発における民間部門の役割を促進すること、マンパワーを開発し、雇用機会を増大させることなどが指摘される。また、主要な目標としてはこの間にGDPの増加率を年7%とし、かつ人口増加率を'76年の計画最終年に2.5%へ低下させるとしている。さらに、農業の生産増加率を年5.1%とするともしている。そして、輸出の伸びは年7.5%とし、一方輸入の伸びは年率2.8%とするという。すなわち、輸出振興と輸入抑制を主眼とするものである。とくにここで、特徴的なこととしては農業生産額の増加の相当な伸び率を維持しつづけること、輸出の増加率を輸入のそれに比し、3倍近くを維持することなどを上げることができよう。そして、こうしたことを推進するため、第三次五ヶ年計画の総資金量は1,000億バーツを予定し、その配分は教育を最優先に、次いで運輸、通信、都市開発、農業

の順であるとしている。以上で大体のタイ国の開発の方向が明らかになってくると思われるが、しかし、実際にこうした経済政策を推し進めることは必ずしも容易なことではない。従来から輸入を抑えるため、輸入代替産業としての工業化を推進してきたタイ国にとって、輸出振興を急速に図るとしても、当面は一次産品以外に目ぼしい輸出産品は発見しえないのが実情である。したがって、米（もつとも6月にタイ国は米を全面的に禁輸にしたが、72年は通常の30%増の208万トンを輸出した実績がある 一日経：48年7月21日）を中心とした農産物を輸出する以外にはないのである。この点、当初から輸出工業化を推進したシンガポール、韓国、台湾と大いに異なるところであるといわねばならない。

タイ国の農産物輸出を考える際、米を一応除外すればその主要産品は近年、フレンドシップ・ハイウェイに沿って増産輸出されたとうもろこし、同様に近年、対日輸出量が急増しているゴム、同じく冷凍エビなどがあげられよう。ゴムは最近の高生産性天然ゴムの植樹によって、増産されてきたものであり、とうもろこしは周知のように戦後メキシコから導入された新品種（ガテマラ種）が道路という輸送網の整備によって、急速に普及したところから増産されたものである。そして、今後とも特別な鉱物資源が発見されないかぎり、これらの一次産品が当分の間タイ国の輸出の主流を占めることになることとみてよいであろう。そのためには市場の確保と産品の多様化と増産が前提とならなければならない。

こうしたことは日・タイ貿易合同委員会におけるタイ側の要望を待つまでもなく、過去の貿易傾向から十分推測されるところでもある。

このようなタイ国経済の動向を概観すれば、期待される技術協力の分野が自ずと明らかになる。それはインフラ部門（道路、港湾）、農産物を中心とした一次産品開発、マンパワー開発（技術教育）などが当面考えられよう。

Ⅲ わが国技術協力の現状

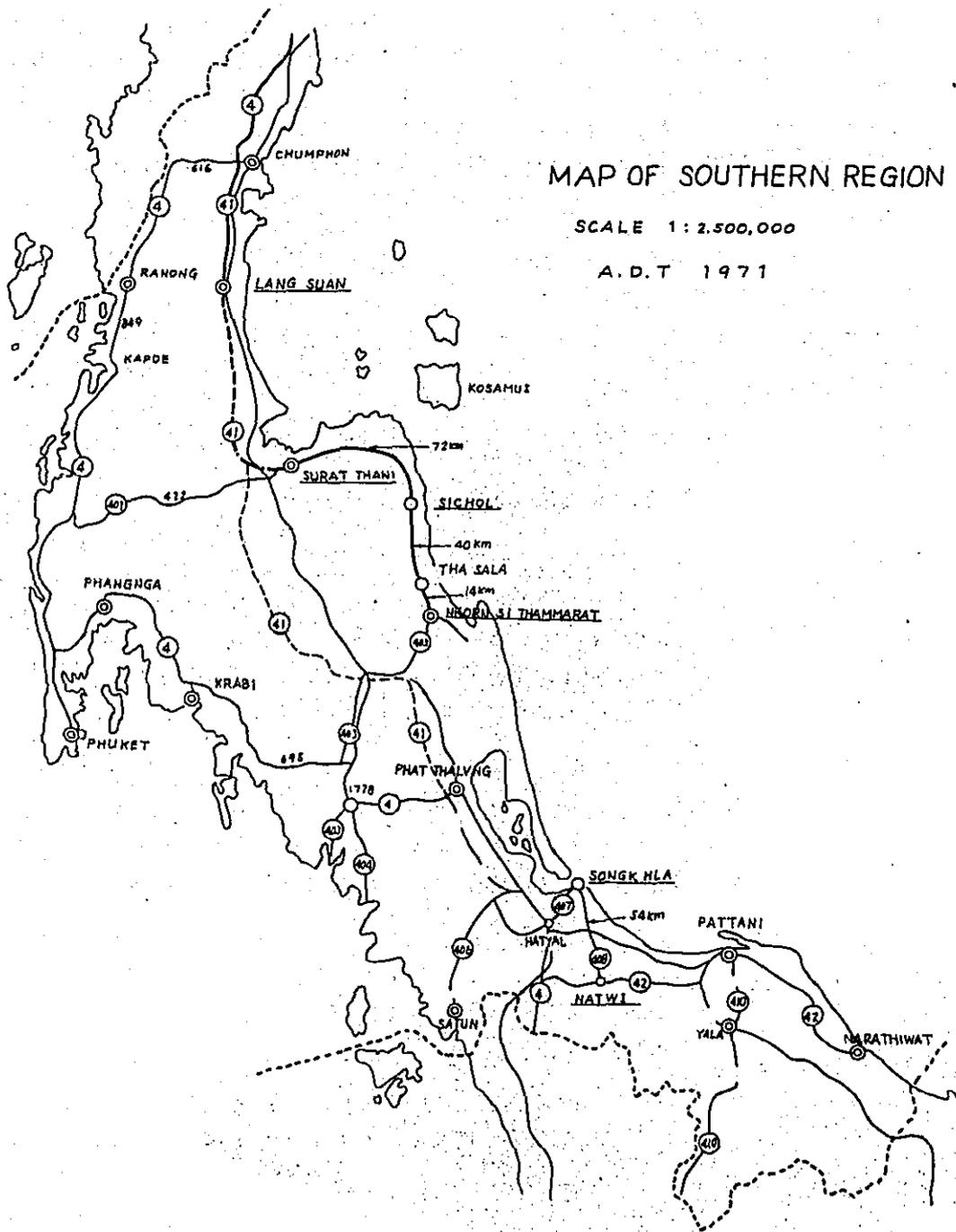
タイ国において、現在のわが国の技術協力はプロジェクト方式として、インフラ分野においてはソラタニ〜ンチョン間の道路建設（ソラタニ道路センター）、また、農業分野ではチェンマイ農業試験場における大豆開発協力、またこれに関連して農務局内に設置した油糧種子分析ラボラトリーに対する協力、コーラートにおける養蚕協力、また、本年からは水産協力の一環として「えび」養殖協力が開始される予定である。さらに医療協力分野ではガンセンターなどに対する協力があるし、教育分野ではモンクット王工科大学に対する協力がある。その他、研修員、一般専門家なども毎年相当数が受入れられたり、派遣されたりしている。開発調査事業においてもソンクラ港調査、チェンマイ市、バンコク市の上水道等いくつかの調査を実施している。しかしわが国のタイ国に対する協力特色は、他の援助供与国に比して、概して農業分野が少い。これはタイ国自身が米の輸出国であり、食糧問題をもたなかったこと、さらに他の商品作物に関しては、大豆、養蚕を除いてわが国が介入する余地がなかったことなどのためであろう。今後も特別な新しい農産物でも生れないかぎり、協力分野は限られよう。

また、地域開発に類する協力がほとんどおこなわれていないのも大きな特色の一つである。これは後述するように、タイ国の開発政策にも関連することであるが、その点今後とも東北地方とか大きな地域に対する開発政策には日本の介入する余地はなからう。しかし小地域の開発についていえば現在残されている地点は諸条件も悪く、他国もけいえんするだろうし、わが国に協力を依頼してくる可能性はなきにしもあらずであると思われる。

とはいえ、以上を概観すると、わが国の技術協力はその「分野」の点に限ってみると既述のタイ国の経済の方向に沿っていると思われる。その意味では至当といえよう。次に現在、タイ国において、実施している個々の技術協力プロジェクトの主要なものについて検討する。

1. インフラストラクチャー分野に対する協力

わが国の技術協力のうち、とりわけタイ国の経済開発と強い連がりがあるインフラ分野のプロジェクトとして、まず、南タイのスラタニの道路建設があげられる。本路線はタイの南東部のスラタニより、海よりに沿ってジチョンに至る72km(図)に達するものである。従来この路線は乾季において、ジープのみしか通れず、この地方の経済社会開発にも多大な障害となっていた。いうまでもなく、この地方はタイ南部においても、ことに開発の遅れている地方であると同時に将来、鉄鉱石、錫鉱石等の開発の潜在性を蔵する有望な地域ともいわれている。したがって、この路線の建設によって大きなメリットが得られるものと考えられている。さらに、本路線が将来、さきにわが国が協力建設したソクラ～ナタウエー間の道路(アジア・ハイウェイAⅡルート)等と接続して、アジア・ハイウェイの主要な幹線となるともいわれる。こうした本道路の果たす役割がかなり高いと考えられて、わが国も協力を踏切ったといわれている。そのほか本道路の建設に先立って、上に記したアジア・ハイウェイの一環として、昭和34年より、昭和43年までに恒って、わが国が協力建設したソクラ～ナタウエー間54km(図1)の道路とその建設過程において、280名の現地人技術者を養成したことが高く評価されたことも大きく作用したと思われる。たしかに、スラタニ～ジチョン間の完成によって、東部の未開発地域に道路を導入することによって、沿線の開発に役立ち、それなりの効果をもつと考えられるが、それにしてもそれのみではやはり限界が感じられる。しかしそれがさらに南下し、ナコン・シ・タラマットまで延長されれば、403号線に接続され、従貫線と接続して、環状線を形成すれば、タイ国の南部開発に多大な貢献をなすものと考えられる。こうしたことが考慮されたためか、ジチョン～ナコン・シ・タラマット間のうち、ジチョン～タラサ間の改修工事についても、延長工事することが考慮されているといわれる。一方、ラングスワン～スラタニ間は世銀の援助により建設が予定され、昭和50年に完成予定であるという。そうなれば、本道路の有効性は一段と高まり、また、国際協力の重要な一端をになうことにもなり、その意義は非常に大きい。なお、本協力は技術協力センター方式にもとづくもので、技術者の訓練の傍わら道路の建設というユニークな形をとっていることはさきのソクラ道路センターの場合と同様である。



道路、港湾のようなインフラに対する協力の場合、他の技術協力と異なり、技術のトランスファーの課題は少く、その後の技術更新の問題もない。したがってそのインフラがどのような経済効果を発揮しうるかを決定するのは結局、それがどのように利用されるかであり、あるいはまた当該地方に開発の潜在性があるかによって、左右されるのであって、そこから事前調査の重要性がもつとも大きい。道路の場合は大別して、たんなる交通のためか、あるいは開発のためかの二様があると考えられる。もちろん、双方を兼ねる場合も多いであろう。その意味では本路線自身がたとえば④号線に比して経済社会開発面で有利性を有するのかどうかなどの問題点が残るが、従来のようなスラタニ〜ンチョン間で止まる限り、その効果は限定された地方の開発に止まりかなり割引かなくてはなるまい。したがって、タサラ内至ナコン・シ・タラマットまで延長されることになったことは喜ばしいことである。この点、国際港の一つたるソククラとナタウエーを結んださきの道路とはかなり相違があるように思われる。しかし、このソククラ〜ナタウエー路線もやはり、それなりの問題を含んでいる。なぜなら、それがソククラ港に通ずるとはいえ、その近辺にもソククラ港に通じる同様ないくつかの道路があるため、このソククラ〜ナタウエー路線開設の決定的な意義が開発のためかあるいは交通のためかさほど明確でないからである。したがって今後はソククラ〜ナタウエー路線がこの地方の地域開発にまたは交通にどれほど貢献しているのかという問題について、追跡調査する必要がある。すなわち、たんなるアジア・ハイウエーの一環としての各目上の大儀よりも、その道路が沿線地域開発上に占める役割あるいは交通面でタイ国経済に果たす役割が優先されるべきであろうと考えられるからである。

この南タイで、他にわが国が協力しているインフラ部門として、ソククラ港の近代化に対する調査事業がある。現在までこれは、開発調査事業として実施されてきている傍ら、タイの港湾局に派遣されている日本人専門家によって、フォローされている。昭和40年に開始された調査は昭和46年に第二次調査までがおこなわれ、報告書の完成段階に達していた、ところが報告書の提出の直前になって報告書の内容について、若干タイ国より、注文が出された。その一つはタイ国が建設のプライオリティーを付けるため、他の米、英、オランダに同様に調査依頼している。サタヒップ、ブケット、カントン各港との経済的比較を加味して、再検討を要請されたことである。これは一面、日本の調査事業における経済的測面の脆弱さとタイ経済全体を睨んだプロジェクト観の欠除を間接的に指摘されたものと考えられる。

ソククラ港に対する日本側の評価は(1)ソククラ港が大平洋側に面した対日ゴムの輸出港としての特色をあげ、さらに、タイ産ゴムの60%が対日輸出である点を強調し、ソククラ港の重要性を指摘した。また、他の一つの註文であるコンテナー港としての埠頭機能整備の点については現在のところ輸入品がないので、投資の割には効果が少なく、将来に改造の余地を残しておけば十分であるとした。ここでの問題の一つは本調査結果を提出したあとのフォローであるがこれについてはタイ国港務局があと2年間、新たな派遣専門家を要請しているので、専門家を派遣し、専門家派遣事業と開発調査事業の連携の下に本事業のフォローがなされることが期待される。ただここで留意すべきは、タイ側がこの四港の得失の比較をわが国に依頼したこと自体、タイ側に地域開発との関連においての港務整備のプランが存在しないことを暗示していることであり、その意味ではこの四港間の建設のプライオリティーは未だ決定されておらず、アプローチの仕方によってはとりあげられる可能性があるであろうと思われる。しかし、ソククラ港改修プロジェクトの調査が最終段階に入った現在も円借款等の資金協力と結びつく動きをみせていない。本来こうした大規模なインフラ整備プロジェクトは資金協力との関連で進められなくてはなるまい。少なくとも調査の最終段階では何らかの動きがあつてしかるべきであろう。さもなくば、ソククラ港を推薦しているわが国の立場の真剣さを疑われることにもなりかねないからである。もちろん、タイ側の港務建設のプライオリティーを客観的にみればゴムという単一輸出品のためのみのソククラ港は、バンコクの第二港として、輸出入の両機能を有し、かつ、米、キャッサバ、とうもろこし等の多種類の産品の輸出港としての役割を果すサタヒップ港と比較した場合、現段階では劣るかもしれないことも事実である。本来、港務の如きインフラ分野の協力は相当な長期間を要することを覚悟しなくてはならない。たとえば、オランダのバンコク港に対する協力はすでに20年の歳月を費していることから、それは理解されよう。したがって、ソククラ港の場合も、たとえ、現時点では建設に至らなくとも、今後とも長期的にフォローすべきであろう。

タイ国に対するインフラ部門の協力には他に電力がある。現在、日本の専門家がタイ国総理府下のNEA(企画部門)に派遣されている。ここで、ひとまず、NEAのタイ国電力行政上における位置付けをみてみよう。タイの電力組

識はNEA（企画部門）——EGAT（発電，送電：民間）——MEAまたはPEA（配電：民間）から成っている。このうち，現在，日本人専門家が派遣されているNEAはタイ国の電力計画を立案しているが，最近では電力の生産点であるEGATがこうした立案までも自身でおこなうようになってきており，電力組織体系における各機関の勢力バランスがかなり変わってきていることを示している。ちなみに米国はNEAより，EGATの方へ進出していることをつけ加えておこう。次にタイ国における電力の開発状況とこれに対する各国の協力について，若干言及すると，タイ国の総電力150万KWのうち日本の協力で実施したのは7万KWたらずである。大型の水力発電は米国とカナダが協力しており，日本が協力したのは火力分の一部機器のみである。したがって，わが国のこの分野での協力の規模は決して大きなものではない。タイ国における電力生産は3年前まで，年20%の伸率であったが，その後は10%台となり，この傾向は今後も維持されよう。電力の生産形態は火力7，水力3の割合である。今や水力発電の開発余力は余りなく，今後の水力発電開発はビルマ寄りおよび北部タイに限られてくるという。消費形態は工業60%，家庭40%の比率であるが，全国の点灯率は20%と低く，それも主としてバンコク等の大都市に集中している。電力の消費率もバンコクが90%を占める。工業もバンコクに集中していることはいうまでもない。こうしたいくつかの特定の大都市に生産も消費も集中するところは東南アジアの開発途上国に共通の現象でもある。ここに，インフラ，ことに電力の開発がかえって，都市と農村の格差を拡大するという陥穽があるように思われる。そこで，電力を農村に還元する視点からの電力開発が一方に対置されなければならない。すなわち，電力の開発が農村における灌漑機能等をも含めた形でのパッケージ開発としなくてはならないということである。こうした点からいえばNEAに派遣されている専門家は電力のみでなく，他の地域開発計画とも十分関連づけてとり組まなくてはなるまい。たしかに，従来タイ国農村における電力開発は地域開発としてのかんがい計画に附随したものであったが，現実にはかんがい施設は支水路が発達せず，計画そのものが停滞ぎみであるうえ，さらに悪いことはその農村で生産された電力の半分がバンコクに吸収されるというのが実態である。

これでは皮肉にも電力を軸として，都市と農村が乖離することは免れまい。

以上から、農村開発に還元する形をとった電力開発が重要だといえる。NEAのみに専門家を派遣しているわが国は今後とも電力開発分野で果しうる役割はかなり限定されたものとなろうし、ことに全国規模の大型の分野に入り込むのは困難であろうが、農村開発型のものに志向することは可能だし、またそれはそれなりに大きな意義をもつものと考えられる。

2. 一次産品開発に対する協力、——大豆、養蚕を中心として——

わが国の政府ベースの技術協力のうち、タイ国において直接生産物に関わりあうプロジェクトとしては現在のところ、大豆、養蚕に対する協力があり、近い将来は水産協力の一環としてエビ養殖に対する技術協力が開始される予定である。

(1) タイ大豆開発協力事業

a. タイ大豆の生産と消費——畑作物としての大豆の位置づけ——

米を除いて、タイ国における有望な農産物としてはまず、とうもろこしと油糧種子があげられる。とうもろこしについてはすでに米に次ぐ輸出農産物に生長しているので、ここでは措くとしてそれを除けば、現在タイ国がもっとも力を注いでいるのが油糧種子であり、なかでも内外の需要を考慮すれば、大豆にもっとも重点をおいているといっても過言ではない。

現在、タイ国の大豆の生産高は年間10万トン（'70年FAO資料）、その90%はスコタイ地方で生産される雨季大豆である。この雨季大豆は雨季に水稲が栽培できないスコタイ地方の台地に栽培するものである。そして、残りの10%がチェンマイを中心とした灌漑耕地に栽培される乾季大豆である。ところが、わが国がこのチェンマイにある農業試験場を中心に協力していることや訪れた時期が乾季であったため、この地方中心に概説することとする。この大豆栽培はいうなれば水稲の後作というべきものである。その栽培方法も耕起をせず、稲を刈った後にそのまま植えていくやり方が多いようである。その結果、農民の栽培する大豆と試験場で試験栽培するものとの間には当然品質収量の点で大きな開きをもってくる。他方、タイ政府としては今後は東北地方にも住民の蛋白源として、大豆栽培を普及していく考もあるという。

タイ大豆の消費形態は国内需要が圧倒的に多く、輸出量は殆んどないとされていたが、今回の調査から「とうふ」等の原料として香港あたりに若干量輸出されていることが判明した。そこに大豆の商品作物としての弾力性が看取される。他方、国内需要としては大半が油糧原料として消費され、また若干量が枝豆用として食用に供されている。昨年はいくつした食用として、大量の大豆が消費されたため、チェンマイ近辺では原種の確保さえ困難な状況にあったといわれる。現在進行中の第3次5ヶ年計画における大豆の最終生産目標を30万トンに置き、畑作物として大豆に大きな期待を寄せている。生産量が増加すれば、有力な輸出品としても育成されよう。乾季大豆の中心地チェンマイ地方の大豆の栽培面積は62,000 Rai ~ 70,000 Raiに達するが、それも稲作の後作としては「たばこ」「落花生」「たまねぎ」などの輪作体系の一環として、おこなわれているものに過ぎない。しかし、最近では手間のかかる「たばこ」に替えて利益率のよい大豆を栽培する農家が増加しつつあるといわれている。タイ国政府としても、今後、油脂工業の発展と、国内蛋白質の確保のため、かつまた輸出振興のため、大豆栽培を強力に普及する方針である。一例としてあげれば、昨年度はチェンマイ北部のメオ族地帯に対し、普及活動費として、8万バーツが支出されている。この地方の大豆収穫量は一般の平均で、100 kg/Rai ~ 150 kg/Raiとされているが、最近の情報では200 kg/Raiのところもあるという、なお試験場では350 kg/Raiのところもある。価格面でいえば、大体、庭先価格で3バーツ/kg ~ 5バーツ/kgとなるので、150 kg/Rai ~ 200 kg/Raiとなれば、経済上見合うといわれるところからみれば、十分採算に合う段階に達しているというべきである。しかし、現実には内外の需要を満すにはタイ大豆は品質、収量の点では改良の余地が多く残されており、タイ政府も多くの試験場を動員して努力している。

b. タイ国における大豆研究の現状

タイ国における大豆の研究はバンケンの農業技術局の下で、全国9ヶ所でおこなわれているが、そのうち、チェンマイ(乾季)、スリサムロン(雨季)、ロイエ、カララン、(この二ヶ所は主として原種農場)が中心である。ちなみに、このチェンマイのメジヨ農業試験場は大豆以外に「蔬菜」最近は「養

蚕」の研究にも着手しており、大豆はその一部でしかない。しかし、このチェンマイの農業試験場も最近大豆研究室が特別に建設され、将来、大豆研究の中心地となることは疑いない。

周知のようにタイ国の農業政策では協力対象国と対象分野の結びつきがかなり厳格に守られており、その間の重複をできるだけ避けることに努力しているように見受けられる。もっともこれは何も農業に限ったことでなく、他の分野にも及んでいるようである。これは援助の効率化という面からいえば、けだし、巧妙な方法であろう。そこで、農業研究の分野でいうと、「とうもろこし」はバクチョンで、米国の協力の下でおこなわれており、マイロもコンケンの東北農業試験場で、米国のケンタッキーチームとの共同研究であり、大豆はチェンマイで日本と養蚕もコーラートで日本というように同一業種に数ヶ国が競合することを避けるように実施されている。それだけにその分野の援助国の責任は重大といわなければならない。そして、それぞれがまたタイの特定有力な大学と強い連りをもって、理論面からの研究と後継者の養成を併せおこなっているのである。たとえば「とうもろこし」はカセサート大学が、マイロではコンケン大学が、そして、大豆ではチェンマイ大学がそれぞれ密接な関連をもっている。

さて、大豆研究のメッカ、チェンマイ農業試験場の年間予算は50万バーツである。現在の大豆研究の中心テーマは「育種」「病害」「機械化」（とりわけ脱粒機）においている。育種では高油分高収性のものを目的としているが、現状では含油量の厳密な油分測定は現地で不可能な状態である。そこで今後はやはりわが国が協力しているバンコクのオイル・ラボラトリーとの密接な関係が必要となつてこよう。機械化面では脱粒機に重点を置いている。とくに、今回の調査では、タイ側はその導入と普及に熱意をもっており、2年間位の間それを達成したい意向であった。タイ側の説明によると、この地方では大豆の栽培の多くが、米と大豆の輪作体系をとるため、大豆の刈取を急ぐ必要があるという。また、大豆の収穫期には他の大豆栽培農家との間のみでなく、大豆栽培地以外における別の輪作体系下に実施されている農作業との競合から、農業労働力の拡底をきたすため、高能率な機械脱粒が必要としているという。しかし、この脱粒機については、たとえばトラクターの質

耕が普及しているのに反し、脱粒機の賃貸システムが見られないという現象があるし、かりにそれが大豆脱粒機に凡用性がないため、周年利用ができず、不経済だという理由からであるにせよこうした現象はは着過しえないのである。試験場段階は別としても、脱粒機の導入、普及についてはさらに動員しうる農業労働力との関連も考慮した調査が必要であろう。また、その導入に際しても、個々の農民にその余力がない場合、農民グループによる導入を考慮しているとのことであるが、その場合にはまた、この地方の農協活動の視点からの調査も必要となる。したがって、脱粒機の導入は軽々には論じられないのである。現在、この試験場では原々種の生産はもとより、灌漑施設のある農家に種子を配布し、試験場の耕種基準にのっとって、原種生産をさせ、生産物を買上げ、さらにそれを一般農家に配布しており、優良品種の育成と普及にはそれなりの努力をしている。最近では本試験場はいっそう施設も充実し、大豆研究の中心としての役割を着々整えつつあることはすでに述べた通りである。

c. わが国の技術協力

本試験場に対するわが国の協力は、タイ大豆の品質向上とその増産を図り、それを輸出商品として育成するため、45年度より、専門家を派遣し、機材（46年まで総額77百万円）を供与して、協力してきた。現在、育種関係の専門家2名がチェンマイの農業試験場に派遣され、良質、多収量の品種改良に従事している。今後とも新品種あるいはそれに類似するものを生み出すまで、育種中心に協力を進める予定である。

d. 本協力に対する所見

タイ側の大豆研究の基本方針は高油分、高収量のもの開発に重点をおいているが、これは大豆の特性からみて、妥当なものといわれており、わが国の専門家も全面的に同意している。

本プロジェクトが開始された当初は日本人専門家はバンコクの農業局に勤務し、栽培時期に地方に出張指導していた。72年5月に専門家の交替時に当って、日本人専門家は研究の中心地チェンマイの農業試験場に常駐することとなった。ここで、バンコクに勤務するプロジェクト・リーダーと日本人専門家の接触機会が少なくなり、まず、コミュニケーション上に齟齬をき

たした。加えて、専門家の語学上の問題がこれに拍車をかける形となった。研究の実効を上げるためには現地に常駐することが必要であるし、コミュニケーションを良くするためにはバンコクにすることが有利というジレンマが生じていた。距離という物理的な問題は別としても、基本的には現場における研究実務とタイ側との交渉を兼務させること自体に無理があったのである。この点プロジェクトのチームとしての人数および組織体としての分業機能、チームリーダーの欠除等の点に重大な欠陥が存在した事は否定できない。コミュニケーション上、問題があったとはいえ、現場での育種成果は着実に上っていることは事実である。この点は本年の巡回指導班も認めたところである。こうした成果が相手側に十分伝わらなかったうらみがあったのである。しかし、こうしたコミュニケーションの不足は強いては専門家の能力さえ疑わせる結果となっている。そればかりでない、プロジェクト・リーダーとのコミュニケーションの欠除は現場におけるカウンターパートに対する指導の分裂にもつながり、プロジェクト運営に混乱をきたすことになる。事実、チェンマイの試験場のカウンターパートが日本人専門家とは別にバンコクの指令で動き、専門家が困惑したことがしばしばあったということである。次にタイ側はプロジェクト、とくに育種に関する長期、中期、短期の計画の提示を日本人専門家に強く求めていた。こうした計画は前期に派遣された専門家がすでに提示し、後期の専門家はそれを忠実に遂行したのである。その意味では後期の専門家が改めて、育種計画を策定することは必ずしもなかったのである。しかし、後期専門家が業務の遂行状況の報告を怠った点のあったとは事実で、遺憾といわざるをえない。こうしたある種の行違もチームリーダーの欠除等組織体としての欠陥に一因があったとは否定できない。こうしたことから、タイ側は短期間でもよいから育種にとって、重要な時期に定期的に質の高い専門家の派遣を要望した。これら高級専門家は大豆研究の層の薄い専門群のうちでも、数人に限られ、短期的にしる、定期的に派遣しうるかには問題がある。また、かりに短期的に派遣しえたとしても、その間のつなぎをタイ人のカウンターパートに十分まかせきれるかということにも問題は残る。とすれば、現状のように、2名程度の専門家を常駐させ、年に2～3ヶ月程度、高級の専門家を派遣することが望ましく考えられる。もちろん

ん、将来において、現地のカウンタパートが成長するにつれ、適宜に短期の専門家を定期的に派遣して指導するという方法は少い専門家を有効に活用する意味では一考に値しよう。しかし、プロジェクトを開始するに当って、相手国の事情を調査することも、さることながら国内的にそうした協力に対応できるかということの調査、すなわち国内に十分な専門家群を有するかを調査することも、劣らず重要であることも忘れてはならないと痛感した。

さて、本プロジェクトにまつわる以上のような一連の問題を若起した背景には、発足時に一つの問題を内包したことは否めない。本プロジェクトは比較的長期にわたる継続的プロジェクトとはいえ、協定に類するものがなく、たんなる専門家派遣方式によったため、育種方針の決定、協力範囲の設定等の基本事項において、日・タイ相互間で必らずしも明確に合意されておらず、派遣された専門家が基本方針の把握に手間どったのみでなく、彼我の思惑がからみ、タイ側のいうコミュニケーション欠除の一因ともなったと思われるのである。この点、今回の巡回指導班がタイ側との間に基本方針において、合意に達し、当分の間育種に重点をおくという明確な基本方針を打出したことは、今後の専門家の活動の円滑化に資することとなるだろうと考える。

他方、プロジェクトの育種計画にまつわる問題の原因の一つとして、前任専門家の設定した研究計画を後任専門家が十分に引きついでいたかという問題がある。この点、多分に引きつぎ、オリエンテーションの際、周到さを欠いた点があったことは否めないようだ。これは結局、全て現地における専門家同士にまかせたことに原因があるのであって、当然こうした基本的な引きつぎ事項は東京でも把握し、指導することが必要であり、そのためには東京において、専門家群による委員会等が設置され、継続的に指導していくことが必要であろう。

引きつぎに生じた問題は技術上の問題にも及んでいる。たとえば、前任専門家が実施した最後の試験データが後任専門家が来タイした折にすでに粉失していたこと、また、若干量の原々種を後任専門家が来タイ前にタイ側が独断で、スコタイ地方で雨季大豆の種子増殖用として使用した際、干害によって失敗し、種子の大半を失ったというような技術上の手違が生じたため、後任専門家が当初、その手当に追われたことなどの事故があったが、これな

どは前、後任専門家の引きつぎ上の問題のほか、タイ側カウンターパートの能力に一抹の不安をいだかせるとともに、タイ側にも相当の責任があることを示している。

こうした問題を内包しているとはいえ、本育種事業では数々の成果をあげつつあるので、今後は相互のコミュニケーションの円滑化を図って、本事業の本質を理解し合い、目標達成まで、相たずさえて、努力すべきであろう。

今回の調査ではまた、大豆脱粒機に対する関心から、その研究のため農業機械分野の専門家の派遣が強く要望されたのみでなく、さらに広範にタイ国畑作に適した農機具を開発するため、一般農業機械専門家の派遣さえ要望されたが、たんなる1～2名の農機具専門家によって、農機具の製作という高度に組織的な資本、技術の動員を必要とする事業に実際に結びつくか、また、どのように結びつけるのかという問題は今後に残された課題である。そして、そうした課題が解決された際、つまり農機具工業界との間にある種の疎通が達せられた際、そうした専門家を送ることもまた有益であろう。いずれにしても、トラクター、とくにそのアタッチメントや大豆脱粒機の性能についてはかなりの批判があったことは事実である。

最後に本プロジェクトを次に述べる養蚕プロジェクトと比較して痛感したことはタイ側チームリーダーの日本人あるいは日本に対する理解度の点であった。これは何も本人の人格を云々するものではないが、米国式教育を徹底的に受けた本人が日本人専門家の語学的能力はいうに及ばず、日本人資質の一つともいえる消極性に対しても厳しく、寛容性を示さなかったのみならず、理解しようと努めることも少なかったことは日本人専門家にとってより大きなハンデを背負うこととなったのである。

技術協力といえども所詮人間と人間の関係につきる。文化環境の異なる者同士の出合であるからには、完全なアイデンティティーを求めることはどだい無理であるとしても、双方でできるだけ理解し合うよう努めるべきであろう。双方の乖離、とりわけプロジェクト・リーダーとの思考パターンの乖離があまり大きいとプロジェクトの死命を制することとなる。したがって、相手側のプロジェクト・リーダーに如何なる人物がなるかはプロジェクトを成功に導くための最大な要素といっても過言ではあるまい。

今後、協力プロジェクトを決定する際、少くとも相手側リーダーとなるべき人物に日本人を理解させるよう努力すべきであろう。そのためには少くとも年に1回は日本の関係学会等に招くべきであり、その機会に国内関係機関との連絡を密にすべきである。この点、養蚕センターあるいは今度開始されるエビ養殖の相手側リーダーは日本の大学に留学し、日本語に通じる点、プロジェクトにとってきわめて有利な条件であるということができよう。

プロジェクトの今後の展開として当然、育種がある一定段階、すなわち新品種あるいはそれに類するものの創出に成功した段階では、その普及活動に入るであろう。もちろん、事業の性格から、育種と普及は平行しておこなうことになることも疑いないところであろう。

しかし、普及そのものは農業外の条件の作用する余地が非常に大きいので、主体はあくまで、当事国であるタイ国がもつべきであり、日本の援助はきわめて、限定された効果しか期待しえないことを覚悟しなければなるまい。

農業協力の場合、他のプロジェクトでも普及の段階に入った場合、問題点がきわめて多く生じ、その効果の限界性に専門家諸氏は苦悩しているのが実情である。しかし、普及の性格が上記のものであれば、こうした限界性は当然のものであろう。したがって、われわれは普及事業にとり組む場合は農業外の条件の解決に重点があることを忘れてはなるまい。

(2) タイ国養蚕センター

a. 東南アジアにおける養蚕業について

今回の調査の結果、東南アジア一帯は一般的にいて、自然条件、社会条件のうえから、養蚕業の適地といえる。まず、自然条件からみると気候、土地条件から適地が多いとのことである。次に社会的条件からみると現在のところ蚕の飼料としての桑は人力によって、採取せざるをえず、この視点に立てば、労働集約的産業であり、余剰労働力をかかえる東南アジアの農村地帯には格好の産業といえる。さらに、養蚕業は換金性が高く、同時に製糸工業と密着しており、その意味では農村に基盤を置く工業、すなわち、農村工業の振興となり、あわせて外貨獲得の手段としての輸出産業の育成をも意味する。養蚕業自身が労働集約産業であるうえ、農村工業の設立が可能となれば、

いっそう農村の過剰人口の解消の一助となる。

また、変質し易い「まゆ」は中間商人の手を経ずして、製糸工場に売り渡されるべきものであって、農民の所得向上にも連がる。こうしたことを考慮すれば、まさに養蚕業は一石数鳥の効果をもつ、東南アジアに適したすぐれた産業であるといえる。養蚕業の将来性についても将来の生糸の市場性に視点を置けば、生活水準の向上によって、天然繊維たる生糸に対する需要が喚起される傾向にあることは周知のとおりであり、したがって、今後の需要は先進工業国はもとより、開発途上国にも次第に及んでゆく可能性があつて、その前途はきわめて、明るいものといえよう。

これを裏付けるものとして、本プロジェクトを中心としたタイ国の養蚕業に対し、種々の注目される調査がなされていることである。まず、'71年、タイのAccelerated Rural Development Boardが辺境地の農民の安定を図るため、養蚕、畜産、畑作の調査をアジア開発銀行に依頼したが、養蚕のみが有望とされ、他はマーケティングの点から、問題があるとされた。(本報告書は筆者未見)

また、現在英国人の調査員が農村工業定着の例証として、コーラート近辺に住みついて、その周辺の蚕糸工業発展の過程をかなり長期にわたって調査していることなどがその好例である。

b. わが国の技術協力

タイ東北部における地場産業ともいえる養蚕業を振興して、東北部住民の生活の向上を図るとともに、タイ国輸出産業の振興を目ざすものとして、わが国は43年度から協力を開始した。44年度から専門家が派遣され、機材(2億3千万円)が供与されている。事業の内容はコーラートに養蚕研究訓練センターを設置し、養蚕、桑、病理、製糸に関する研究とカウンタパートの養成とともに当センターで開発された新技術、新品種を普及するため、農民の教育訓練をも兼ねるものである。こうした事業のため、東北部を中心に4ヶ所の支部を設置しつつある。

c. 本協力に対する所見

タイ国の養蚕の近代化を図るためには蚕の品種改良、蚕の微粒子病防除、

蚕の寄生虫の防除等が大きな課題であったが、過去3年間の協力ではほぼこれらを解決したといわれる。

周知のとおり、タイ国は従来より、タイ・シルクとして、有名な熱帯養蚕業の中心地であった。しかし、その殆んどは原始的方法によるものであり雑種が多く、純種の育成とはほど遠いものであって、品質の均一性を保つことさえ困難であった。また、消費形態は殆んどが自家消費であり、余分な若干量が市場に出荷されるのみである。

わが国の技術協力が開始されて以来、ごく一部ではこうした面が徐々に改善され、蚕種を日本より導入し、現地に適する良質な普及品種の完成をみた。桑にしても現存する30種ほどのものから、優良な3品種に絞るまでに到っている。訓練面でも現在まで試験場職員、普及員、製糸工業従業員、農民など、100名以上に及んでいる。また、施設の整備、人員の拡充についても、すでに見るべきものがかなりあり、カウンターパートとして、訓練したものはすでに、40名に達している。本年もカレッジ卒（農学部11名、化学部7名）が増加される予定である。訓練の結果、成績の良好なものはSub-Centreの職員とする予定でいるという。そして、ゆくゆくはセンターで開発された新技術を農民レベルに普及するため、6～10ヶ所のパイロット養蚕農家群を選定し、稚蚕の共同飼育を中心とする新技術の指導をおこなう予定であるとされている。

以上のように、センターは着々とその活動を拡充しつつあるが、その外延に及ぼす効果はどうであろうか。

いうまでもなく、養蚕が定着し、成果を上げうるためには、製糸業との密接な連携が不可欠な要件である。したがって、今後、養蚕業の定着を図るつもりなら、製糸業の導入が考慮されなくてはなるまい。そのためには経済社会的な広範な条件整備が必要かも知れない。そのための調査をわが国も開始すべきではないだろうか。ところで幸に、現在こうした養蚕業定着の端緒のいくつかが見られることは喜ばしいことである。以下その具体例をあげてみる。

① Chn1 農場（ジュン、農場、民間）他

この農場は約3年前に開設された。この企業主、Chn1氏はかつての「み

かん農家」から「養蚕農家」への転業農家である。相当な資産を有し、資本力もある。彼はまず、小作農家1戸に15 Raiの土地(桑畑用)および蚕室を貸与し、さらに移住当初は1年間の生活費を貸付けることにしている。これに対し、農民に課せられる条件は「勤勉に労働する」ことのみである。その結果、パンコク近辺から相当数のものが移住し、今では1戸当り年間1,000 kg~3,000 kgの生産を上げており、30 パーツ/kgで換算すれば、年間30,000 パーツ~90,000 パーツの収入となり、東北農家の平均年間所得3,000 パーツに比し、10倍~30倍の増収となる。その後、ここでは製糸工場の建設にこぎつけたといわれる。そのほかにも、コーラート南部地方にも、こうした企業養蚕の動きがあるといわれる。また、パンコク在住のある医師も企業養蚕に意欲をもち、センターにたびたび見学にきているという。さらに、東北部の芝浦製糖でも砂糖キビの契約栽培農家に農閑期の農村の過剰労働の解消の一助として、養蚕の導入を考慮しているという。民間にこうしたいくつかの期待される動きがあることは見逃せないであろう。

② パイロット・ファーム(公営)

一方、官営面ではどうであろうか、コーラートの養蚕センターの成果が次第に顕著になるにしたがい、内務省においても、Pimai(コーラートより60 km)に養蚕モデルファームを建設することとなり、政府の予備費から、59万パーツを充当し、財政上の裏付をしている。そのうち、30万パーツが車輛購入費、25万パーツが稚蚕共同飼育場の建設、桑畑の整備および訓練費に当てることになっているという。参加農家に対しては1戸当り、3,000 パーツ(3年償還、年利6%)を貸付け、次第に4,400 パーツ程度までに増額する予定であるという。現在まで、27戸が参加しているが、さらに24戸が参加を予定しているといわれる。なお、蚕室の設計はセンター側が担当することとなっている。この地方は本来、キャツサバ地帯であったが、キャツサバ生産では年収、10,000 パーツのうち、半分が人件費に食われ、農家経営が行詰まってきたため、養蚕農家に転業したものが多いいわれている。

～普及上の問題点～

上記のような普及上の数々の有望な徴候の影に、問題点はやはり存在する。

一般に Ohn1 農場のような熱心な実業家はきわめて、少数である。他方、役人は熱意に乏しく、大凡、70%～80%のものが教えられたことのみを実施し、自発性を発揮するものは10%足らずであり、さらに彼等はきわめて利己的に振舞という。こうした問題点を抱えながらも、Ohn1 農場のような企業養蚕業がさらに一ヶ所程度生れればセンターは自律的にその役割を営みうるものと考えられている。つまり、その段階に到れば一応地方的な蚕糸産業が「離陸」段階に達しえたものと見てよいであろうといわれている。そこで、一つ期待されうるのはパイロットファームが活動を開始すれば製糸業者が進出し、農家と協同して、養蚕業の発展に寄与するものと考えられていることである。製糸工場は大体初期投資が、5,000～6,000万円で足りるという。これが可能かどうかは今後の大きな課題であり、そのための決定的なカギはまだ発見されていないといえよう。

他方、現在の農民に新品種の蚕を導入することにも、全く問題がないわけでない。技術上の未熟度などの点は措くとしても、一般に新品種の蚕は多量の桑を消費し、その十分な供給がなければかえって、地場産の蚕より、劣る成績となる。したがって、大量の桑を供給する必要があるためそれに伴い、農民の労働量も増大する。この労働量の増大に対し、農民の間にはかなりの抵抗があるといわれる。こうした農民の勤労意欲を農民の中に自発的に求めるかという点の一つの基本的な問題であり、他のプロジェクトにも共通する。たとえば、道路センターの専門家も現地住民の労働意欲高揚には腐心しており、熱帯地方の労働については労働医学面から、また彼等の労働観については伝統的価値観から社会学面よりのアプローチの必要性を痛感していた。

農民自身の自発性に問題があれば、農業労働者を使用した大規模な企業養蚕家を育成した方が可能性が高いとも考えられる。ちなみに、現段階では東北の養蚕地帯は「まゆ」が農家の自家消費の域を出ないため、農協組織も存在しないといわれている。その意味では農協に期待することは時期尚早であろう。

タイ国における行政上の問題点も普及上の障害として見逃せない。たとえ

ば、養蚕試験場の運営は農務局であるが、製糸は工業局が管轄し、また地域開発（開拓農業）は内務省の所管である。そして、この間の連係が十分でなく、阻害要因の一つともなっていることは否定できない。本年度のパイロット・ファームの設置についてはウドン、コンケン北方、スーリーの三ヶ所を要請したが、1ヶ所の予算がついたのみであることはこの間の事情を物語るものではなからうか。センター運営上の問題点もある。まず、センターの運営費は'72年が700万バツ、'73年が1,000万バツ（要求中）であるが概して不足がちである。とくにラボラトリー関係の予算が少く、備品等もセンター自身の予算がなく、農務局で購入したものを分けてもらう始末である。また、予算の執行も遅れがちであるともいう。こうした問題点をかかえながらも、いずれにしろ、本プロジェクトはわが国が実施しているプロジェクトの中でも、良好な成果をあげつつあるものの一つであるといわれている。技術的にも熱帯養蚕に適した蚕飼育の新技术が開発されつつあるし、また、波及効果、普及面にも見るべきものがあり、タイ側からも高く評価されている。すでに述べてきたとおり、養蚕業自身が開発途上国にとって、多くの条件で適うものであり、また、わが国にとっても、それがわが国の得意な分野であり、日本がその技術の全てを公開していることに敬意さえもたれているほどであるし、また「まゆ」は商品作物であるため、その成果が金銭として、計量しうるなど、効果が明確であり、協力の分野としても、恵まれた条件を具備しているといえよう。さらに、現在までの日本人専門家の構成も適切であったし、そして何よりもタイ側のプロジェクトリーダーが知日家であり、日本語にもたんに能で、日本人に対する理解も深いことが、本プロジェクトを現在まで成功裏に推移させてきたことに多大な貢献をしたものといえる。

(3) 水産協力について

今回、タイ産エビの品質改善のため、当地のエビ養殖事業に対する技術協力を開始することとなったが、ここではその前提として、タイ国の水産政策について、概観する。現在、タイ国の基本的水産政策は(1)、遠洋漁業を発展させること。現在はマレーシア、カンボジア、インドネシアで底引ができる程度であ

る。(2)資源保護の強化の一環として、沿岸より3 km以内の魚獲を禁止する。魚船の規制、禁漁区の設定、その他資源保護の立場から、各種法規の研究を進める。(3)将来の方向としては沿岸は養殖中心とする。(4)遠洋漁業の拡大につれ、資本の拡充が必要となり、魚民の集団化、公社の設立が進められている。こうした、漁業政策のなかにあつて、現在はえび(6,000トン前後)、いか、かつを、すずき、さわら、フィッシュ・ミール等が輸出されているという。

3. 教育協力 — モンクット王工科大学 —

周知のとおり、本校は当初、タイ国電気通信センターとして発足し、その内容の拡充に伴い、他の同様な技術訓練センターとともにモンクット王工科大学に昇格し、文部省の職業教育局に属することとなった。ここには普通コース(3年)と大学コース(5年)がある。現在、わが国からは教官を派遣し、機材を供与して協力している。近いうちに日本政府の無償援助によって、新たな校舎が建設され、いっそう拡充されることとなり、資金協力と技術協力の連携の実を示すこととなった。しかし、供与された機材はすでに古く、なかには故障により、使用に耐ないものもあつて、今後の新たな補充が期待されている。

近い将来、本校をベースに新たに、近隣のラオス等の学生を入学させ、第三国研修への第一歩を歩み出すこととなるようだが、そうなればわが国技術協力史に新たなページを加えることとなるろう。

現在のところ、とくに学校運営上にはさして問題はない。日本人教官陣に対する評価は国連等のそれに比較し、きわめて高い。今後、本校を実質的にタイ側に引き渡されるためには10人前後の学士卒業者が必要だといわれる。そのためのカウンターパート訓練の強化などの課題が残されている。卒業生の就職状況も好調であり、卒業生に対する評価は高い。しかし、入学者の大半(70%~80%)がやはり、華人系の子弟である事は一面からいえば、財力のある者に有利な点であり、留意すべきであろう。

Ⅳ タイ国における開発プロジェクトの決定過程およびわが国技術協力への見解

タイ国の開発政策は一般にNEDB (National Economic Development Board) が現局から上げられたものを審査し、そこをパスしたものを閣僚会議で決定するという。したがって、NEDBが相当な権限をもつため、これに対し大きな影響力を有する現局が有利となる点は否めないようだ。この点、電力開発を担当するEGAT 道路交通を担当するHIGHWAY DEPARTMENT 等が有力な現局といえよう。さてこのNEDBのKASEM経済計画部長によれば日本の技術協力についてはプロジェクトベースのものであって、さらに3年位の長期のものが望ましいとしている。また、対象は商品ベースのものであって、地域開発にはあまり、期待をしていないようであった。地域開発については東北部を米国に、南部を英国に、西部を西ドイツに、北部を国連に依頼して、開発プランの作成がすでになされているとのことである。もちろん比較的小規模な地域を対象とした地域開発には日本が参加する余地があると思われる。しかし、タイ側がどうして、こうした政策をとったかについては不明であるが、推測が許されるならば、わが国との貿易不均衡、日本の援助の限界性、これらがおそらくタイ側に上記の方針をとらせた大きな理由であろう。

日本の協力和りわけ技術協力に対する批判は決して少くない。

DTECを訪問した際、日本の専門家や調査団の派遣が余りにShort Noticeなため、Government Committee にかける時間がない点が強く指摘された。これは多分に、ドイツにおいては専門家の送付してくるタームズ・レファレンスがタイ側の希望内容と異るときは再考を求めうる余裕があることにもとづいた批判であろう。また、日本は研修員についても、たとえば、カウンターパートを何人、何時、受入れてくれるのか不明だし、プロジェクトの予算額も明示されない点も指摘された。また、年初に当該年の派遣、受入の概數位を示めすことも強く要望された。さらに研修については集団研修の画一性と低度性に批判があり、同一科目における、レベルの異なる研修コースの設定などの示唆があった。他方、個別研修についてはそれが決定に到るまで、半年～1年、さらに、

それ以上になることもあって、かなり批判的であった。以上からタイ側は日本に対し、今後の一般専門家の受入、一般研修員の派遣にはかなり、消極的とならざるをえないようである。

DTECが明らかにしたところでは最近、オランダが300万ギルダーを提供し、それ相当の開発プロジェクトを探すため、タイ側関係者と協議するため、専門家2名を派遣中であるとのことであったが、今後はこのようにしかるべく協力金額を提示し、その下でプロジェクトを形成する、いわゆるアンブレラー（傘）方式が期待されてこよう。この方式によれば被援助国もカウンターパート予算を組易く、好都合なのであろう。この点は筆者が昨年9月エチオピアへ調査出張した際も、同様な経験をしたことから、どうやら世界一般の傾向とも受とれる。これは、単年度予算にしばられるわが国にとっては決定的に不利である。このほか、明らかになったのはドイツの協力で鉱物資源に関する協力が開始されつつあることであった。

以上から推測されることは少くともDTEC段階では今後の日本の協力を期待するのはプロジェクトベースのもののみのものである。

V 日本人専門家の要望

タイ側のおが国の技術協力に対する評価は以上述べたとおり、プロジェクト形式をとり、相当数の専門家が派遣され、タイ側とのコミュニケーションがよく保たれているものに対してはかなり高いといえる。とりわけ、おが国が協力するのに有利な、豊富な人材、経験をもつものにそれがいえる。

一方、現地に派遣されている日本人専門家にとって、現在の協力体制、とりわけOTCAの支援体制はどういうふうに受けとられているだろうか。

これについてはいうまでもなく、専門家の種類、活動分野によって、かなり異なる。

まず、一般個別専門家ではある専門家は自己のステータスについて必ずしも明確でない点を指摘した。たとえば、一応相手国政府に所属する立場上、日本からの調査団に一体どの程度協力してよいものか不明であるというのである。また、OTCA海外事務所の位置づけも十分理解されていないようにも感じられた。

次に、ECAFE等の国際機関に派遣されている専門家は、とくに域内地域活動費の弾力的運用を希望していた。たとえば、ドイツでは年間、専門家1人当たり、5,000ドル～8,000ドルの域内旅費を支出しているという。たしかに、これと比べると、おが国からECAFEなどに派遣されている専門家は相当に不利なようである。域内活動を十分にできないということは域内専門家としては最初から、ハンデキャップを背負うことであり、その活動の成果にも影響してこようし、ひいては専門家の評価にもつながるものである。すなわち、国際機関に勤務する専門家は他国の同様な専門家との比較をとりわけ意識せざるをえないのである。

さて、プロジェクトに派遣されている専門家は一般個別専門家と較べ、チーム・ワーク、プロジェクトの進捗状況に関することにより強い関心を示すようである。

たとえば、養蚕センターの専門家はセンターの活動が拡大するにつれ、当然、現地業務費は増大すべきであるというし、また、本部に依頼した教科書等はで

きるだけ早急に完成してほしいことなどの希望があった。

なお、毎年おこなわれる巡回指導については、新技術の導入、カウンターパートの研修先の開拓、後継専門家の開拓などの面で有益であるとしていた。

そのほか、専門家に共通して、概して、不評であったのが語学手当で、その理由として現在、多くの場合専門家の決定過程において、語学能力によって、ハンディキャップがつけられる余地がないというのである。次に専門家は専門科目能力によって、決められるので、語学能力によるのではないともいう。そして、語学手当が一部専門家につけられることにより、専門家間のチームワークにきれつを生じさせる惧があるともいう。もちろん、万事において、新制度の導入にはある程度の抵抗が伴うのはさげられないが、少なくとも専門家を主として、自身で調達できない機関が、専門家の語学能力で差別をつけることが果して、得策かは疑問がある。かりにこうした制度を導入するなら、専門家調達業務を完全に自身でできるまで、過渡的措置としてはもっと、きめ細かい配慮が必要ではなかつただろうかと強く考えさせられる。その他、業務報告書のフォーム、提出の仕方についての画一性にも批判があった。

VI 外国援助の事例

タイ国に対する諸外国の援助はきわめて多く、その中には国連によるもの(カ
ラシンの国連農場等)、アメリカのケンタツキグループによるもの(コンケ
ンの東北農業試験場)、タイ・デンマーク農場など枚挙にいとまがないが、今回
はその中でも、従来あまりとりあげられていない。水産業に対する援助とドイ
ツ畜産センター(チエンマイ)についてみてみることにする。

まず、水産面では、タイ・デンマーク海洋生物センター(ブケット)がある。
その業務は海洋生物等に関する研究と訓練で、タイ国とデンマークがそれぞれ
年間100万バーツを出し合い、4ケ年計画を一回延長し、8ケ年計画で運営
している。デンマーク側は機材を供与し、専門家(現在は3名)を派遣して協
力している。一方、タイ側は建物および運営費を負担している。研修生は年間
30名を訓練している。とくにここでは農業大学生、教師を対象としている。

次がドイツの協力によって、タイ湾内で底引網の試験がおこなわれている。
協力の内容はデンマークの場合と同様、専門家の派遣、機材の供与、研修生の
訓練が主である。

その他、えびの品質改善にはFAOの英人専門家が指導に当っており、「す
ずき」の養殖ではドイツ人専門家が1名派遣されている。

今回、OTCAが予定しているえび養殖のための協力は規模の点ではデンマ
ークの協力を匹敵するものである。養殖事業のタイ国水産業における今後の位
置付けを考えれば、これは時宜を得た協力といえよう。

次にタイ・ドイツ畜産センターについてとりあげてみる。

本センターは約20年前に家畜改良センターとして設立されたものであるが、
1964年、タイ国とドイツの協力プロジェクトとして、再発足した。現在で
は、本来の家畜の改良はもとより、家畜衛生や牛乳プラントまで運営している。
本計画は一応、1975年までの5ケ年計画にもとづいており、協力プロジェ
クトとしては2年毎に更新していくことにしている。

現在は7名のドイツ専門家が参加している。畜産面のプロジェクト参加農家

は100戸程度で、全体で1,500頭の牛を飼育している。牛乳プラント面では、毎朝6～8時に集乳し、農家に対しては半月毎に支払う。この結果、農家1戸当りの収入は月6,000～7,000パーツでかなりよい。また、牛乳の需要の少い時はチーズにして保存するという。

ドイツの援助の中には農民に対する借款も含まれ、その額は500万\$に達し、利子は2%で、30年償還であるという。

一方、センターの収入はランニング・コスト、技術料、機材の購入に当てている。ドイツの技術援助は専門家の派遣、農民借款、のほか1年に7～10名のカウンタパートの訓練がある。機材供与はすでに500万～600万マルクに達するという。なお、最後に本センターには日本からの帰国研修員が1名いたことをつけ加えておく。

Ⅶ 第二次円借款にかかる農業借款について

このたび、タイ国に対する農業借款が与えられることとなったが、以下その概略を述べる。

これは、第二次円借款の交換公文の中で「農業および農業組合銀行」に対し、80億円の円借款を供与し、輸出農産品のために使用するたどがとりきめられた。本借款は7年の措置を含め、20年返済を条件としている。貸出方法は、47年4月12日より、5年以内にローン・アグリメントを結び、実際の支出はローン・アグリメントが結ばれて、5年以内になされることとなっている。

日本から、農業組合銀行への貸出金利は年率3.75%~4.25%の間で、検討されている。一方、農業銀行から、ユーザーへの貸出は農協の場合が5%、農民の場合が8%であるという。これでも、長期金融であるため、ユーザーには低くしているという。この中には当然、オペレーションコスト、資金借入コスト、替せリスク等も含まれているそうである。もともと、この農業開発基金をタイ国が第2次円借にくみ入れたのは日・タイ貿易のアンバランスが話題になったとき、その一環として、日本に米以外のとうもろこし、大豆を輸出するため、農民の営農改善が必要であり、そのために、考えられたものであるという。

現在のところ具体的な使用方法、金利、融資方法は未定であるが、タイ政府としては地域的集中化は考えていないようである。というのは地域的に集中化した方がたしかに効果があるが、タイ政府は都市と農村の所得格差是正に重点をおいているため、貸出対象は限定しないことにしたからだという。

農業組合銀行にとって、これは初めての長期融資であるが、有力な銀行なので、基金としては当行の審査力を信用し、実務はまかせ、時々チェックする位にするようである。

今回のこのプロジェクトとOTCAとの関連については、たとえば(1)、日本から、専門家を派遣し、農業省の農業政策の総合調整に当らせ、その際に資金の使い方を示唆する。(2)、農協が日本人の専門家を呼ぶときこの資金を使用すること、などが考えられるとしている。

Ⅷ 資料の収集等について - あとがきにかえて

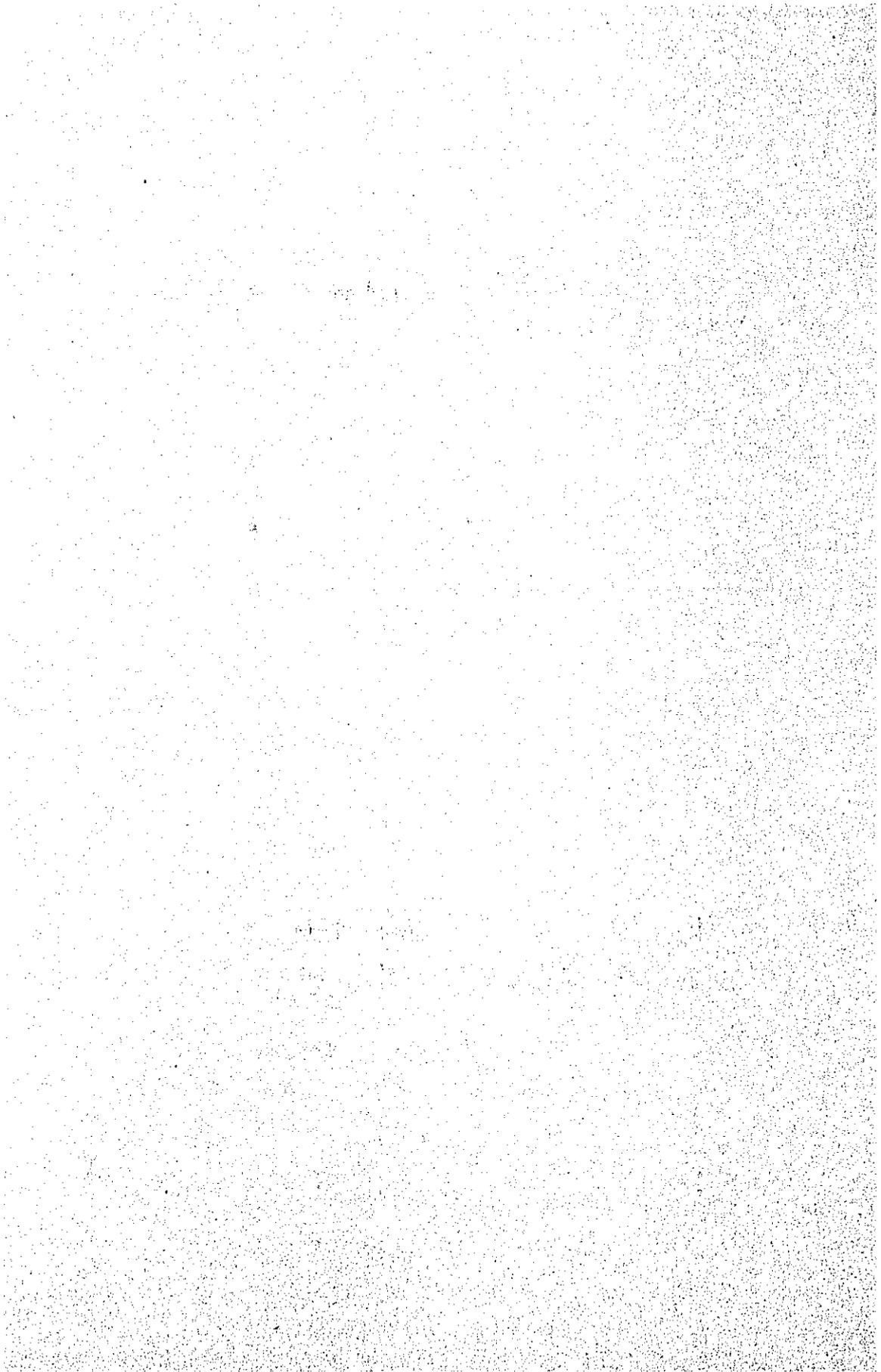
国別委員会を今後、運営していく場合、関係資料の収集が重要であることはいうまでもない。今回の調査の際もいくつか重要な資料があった。

その一つはタイ国商工会議所の資料である。今後とも国別委員会を効果的に運営するには資料の継続的な入手が必要であろう。そのためには担当課は鋭意 Annual Report 等の資料を収集すべきだし、また委員が別件で出張した際にも、余裕をできるだけ作って、企画委員会を訪問したり、現地で資料を収集したりすべきであろう。

最後に今回の調査を通して痛感したことはOTCAの協力と熱研等の協力との関連、あるいはOTCAと熱研、JETRO、基金等の関係諸機関との連携が必ずしも十分でないように感じられたが、今後はこちらの面をより改善し、国として、効果ある協力を進めるべきであろう。

マレーシア及びシンガポールに対する
技術協力計画調整及び効果測定のため
の現地調査報告書

専務理事 寺岡 卓夫
国内事業部研修監理課 池田 嘉弥



目 次

I 序 論	41
II 総 論	44
III 各 論	51
1. マレーシアに対する技術協力事業の調査.....	51
2. シンガポールにおける技術協力の一般事情調査.....	68

I 序 論

1. 今回の調査は、当事業団が従来より実施している技術協力の計画調査及び効果測定調査の一環としてなされたものであり、本調査に於ては、マレーシア及びシンガポールについての現地調査を本年3月6日より3月21日までの約3週間により実施したものである。

調査チームは専務理事寺岡卓夫、及び国内事業部研修監理課池田嘉弥であり、現地にてシンガポール海外事務所長後藤教基が参加した。

現地調査日程は下記の通りである。

2. マレーシア及びシンガポールに対するわが国技術協力の計画調整のための現地調査日程

3月6日(火) 東京発
クアラルンプール着

(マレーシア)

- 7日(水) 1 在マレーシア日本国大使館訪問
2 Public Service Dept. (人事院) 訪問
3 日本国大使主催晩餐出席会出席(公邸)

- 8日(木) 1 National Youth Pioneer Corps (Dusun. Tuu Ulu Langat) 視察
2 日本青年海外協力隊マレーシア駐在員及び調整員より事情聴取

- 9日(金) 1 M A R A 本部訪問
2 ペタリンジャワ M A R A 職業訓練センター視察
3 O T C A A A (掃 国 研 修 員 同 窓 会) と の 晩 餐 会 (大 使 館 主 催) 出 席

- 10日(土) 1 農林漁業省農業局訪問
2 O T C A A A と の 午 餐 会 (O T C A A A 主 催) 出 席

- 11日(日) 1 協力隊ガーデン・パーティー(協力隊連絡所)
- 12日(月) 1 EPU訪問
2 日本国大使館主催晩餐会出席(公邸)
- 13日(火) クアラ Lumpur 発
ベナン着
1 ブンボンリマ農業機械化訓練センター専門家より事情聴取
- 14日(水) 1 ブンボンリマ農業機械化訓練センター視察
2 農業学院訪問
3 O T C A 派遣専門家及び協力隊員との晩餐会
- 15日(木) 1 バターワース職業訓練所(労働省)視察
2 ベナン科学大学視察
- 16日(金) ベナン発
コタ・キナバル着
1 在コタ・キナバル日本国領事館訪問
2 空港拡張工事現場視察
3 日本国領事主催晩餐会出席(公邸)
- 17日(土) 1 サバ州政府関係者(大蔵省, 公共事業局, 排水かんがい局, 農業局, 土地局の関係者)との会合
2 サバ博物館見学
3 O T C A 派遣専門家及び協力隊員との晩餐会
- 18日(日)
- 19日(月) 1 トアラン農業試験場視察
2 協力隊連絡事務所視察
コタ・キナバル発
シンガポール着
3 シンガポール海外事務所長より事情聴取
- (シンガポール)
- 20日(火) 1 在シンガポール日本国大使館訪問

- 2 大使館員との午餐会
- 3 シュロン工業団地視察（寺岡専務理事）
- 4 Bahurudin 職業訓練校及びBn et merah職業訓練校視察（池田職員）
- 5 日本国大使主催晩餐会出席（公邸）

3月21日（水） シンガポール発
東京着

3. 今回の調査にあたっては、調査対象国を特にマレーシアを中心とし、まず同国における技術協力の背景をなす諸環境、即ち、社会経済環境、経済開発の目標と戦略、第3国及びわが国の経済協力の現状を予め理解して、技術協力が実際に展開されているマ国現地に赴き、現地調査を通じて把握した現状を検討することによって、同国における将来の技術協力のあり方を追求した。

現地における調査方法は、専門家、協力隊、研修員受入、機材供与等の諸技術協力が有機的に一体化されて協力活動をおこなっているセンタープロジェクト（ブンボンリマ農業機械化訓練センター及びMARAベタリンジャヤ職業訓練センター）を中心に調査して、同国におけるセンター・プロジェクト協力方式のあり方を求めると同時に、専門家、協力隊、研修員受入等の各技術協力事業ののぞましい実施方法をも検討し、それぞれの改善方向を模索することとした。

また、本調査にあたって特に留意した点は、技術協力の諸事業の有機的な連携をもたせ、効率的な技術協力の運営を計ることを意図した。各事業の適正なる機能及び事業間の可能な相関関係である。

なお、シンガポールにおける調査は、時間的な制約により一般事情聴にとどめた。

Ⅱ 総 論

今回、2週間余の日程の下にマレーシア(サバを含む)とシンガポールに出張した。

兼ねて、マレーシアに就いては関心があり多少、事前調査と研究をして置いたが矢張り、現地調査の必要を今回は痛感した。

特にマレーシアに就いては、米中、日中接近以後の動向が問題となっている際にはあり、その動向を具体的に自分の眼で確かめたいということもあったのであるが、マレーシア滞在中に、マ政府はA S P A Cの脱退を声明し、中共への接近が近いことが地元新聞紙上で報道されていた。

マレーシアが一番早く動き出すであろうということは、兼ねてから予想されていたところであったから、別に驚くことはなかったが、これがマレーシア経済の現実の動きとどう関連してくるかということが、小職の関心の的であった。

しかしマレーシアという国は、物価は比較的安定して居り、治安も良好で、平穏な住み良い国という外観を持っている。

しかし、文化に関しては土着人が住んでいたというだけに、英国の東印度会社が残したものの以外には、何も見るべきものがない。

その意味では極めて「つまらない国」である。

このことはマレーシアには、遡るべき歴史、頼るべき歴史がないということになるのであろうか。

ことに最近、英国式考え方からの「発想の転換」を求める動きが、マ政府の中に起きつつあり、それが中共接近という気運にも刺激されて、対日協力に対する要請となって現われて来ているのではないかと思われる。

この裏付けとして、小職が会談した農業局、Mara、E P Uの責任者は夫々、皆、熱心であり、日本よりの技術協力を強く要望するとともに、小職の申し入れ並びに提案を殆ど全面的に受け入れてくれた。

小職の提案というのは、『マレーシアは青年協力隊が90人以上働いているが、協力隊は今後の技術協力に当てる調査と「先行投資」的な役割を果たすものであると考える。

従って、協力隊の活動を通じて、双方にとって技術協力がより重要であり、又より必要であると考えられる分野が明確となるのに伴って、その分野に就いての技術協力を更に進めていこうとするためには、協力隊の活動に加えて、カウンターパートの受け容れ或は専門家の派遣を行って行くようにしたい。そして協力隊活動と専門家、研修生の受け容れが一体となって「技術協力の実」が挙るようにしたい』というものである。

これは、心よく受け容れられた。現に、協力隊活動を以ってしては技術的に不足している場合が屢々見られる様子であり、協力隊の技術向上を望む声がマレーシア側に強いことを考えるならば、専門家による技術協力の補強、向上は是非とも行わねばならない課題である。

此の点に関して、Mara では現在、2名の協力隊員が働いているが、(Electricity と Electronics の二部門)、隊員の話によると、「相当高度な技術を要請されているので、自分自身も勉強しないと追付かないが、出来れば技術の指導者がいて欲しい」ということであった。更に通常の協力隊員の能力では勤まらないのではないかということでもあった。

又Mara 側は研修について大変熱心であり、是非Mara でやっている部門の一部分で良いから日本で研修を引受けて欲しいとの要望があった。

但し、Mara 側の希望する研修生、カリキュラムがReady Madeされている集団コースではなく、マレーシア側で考えたカリキュラムを採り入れるか、又は日本とマレーシア側とでカリキュラムを相談して作成するコースでの研修である。この様な研修は英国と西独で既に引き受けてくれたということである。

従来、何故マレーシアにおいては、青年協力隊のみが要請されて、専門家は要請が少かったのかということに就いては、協力隊の方が負担する経費が少なくて済む上に、実際の仕事に役立つということが、いわれていたが、その反面「専門家は、理論のみを口にして、実際の場では働いてくれない。これでは全く意味をなさない」という非難を直接相手側から聞いたことも付け加えて置きたい。

唯、協力隊活動が、従来は主として技術労務の提供という形で行われて来たのに対して、最近のMara の Vocational Center を中心とする動きは、協力隊員に技術指導を要請している点を考えると、マ側の要請が技術的奉仕活動中心から技術的指導活動中心へと転換して来ていることに気付くのであるが、こ

に始めて専門家の登場分野が開けて来たと解すべきであろうと考える。

しかし、ここで注意したいのは、専門家が要請されているその専門技術の内容である。それはしかし決してAcademicな理論ではない。飽く迄も実技中心のものである。この辺を間違えずに、専門家を派遣するようにしないと折角、青年協力隊活動を通じて築き上げた技術協力の基盤を失うに至る慮れがある。

日本から派遣された専門家の多くが、自らを高しとしながらその実何もすることが出来ないでいる現実には、専門家が提供しようとして考えている技術（知識）協力と相手方が提供して欲しいと考えている技術（知識）協力との行き違いによるものが多いと判断される。その結果、相手国からは重用されず、従って現地の生活を楽しむだけの専門家に終って了っている例は甚だ多い様に見受けられる。

これは、専門家自体にも問題があると同時に、派遣する前の事前調査により多くの問題があると思われる。青年協力隊の場合には、技術的奉仕活動として行われている間は、他分野への転換が比較的容易であるので、問題は比較的起らないで済んでいるが、漸次技術的指導活動となって来るに従って現に問題が起きつゝある。（例えばサバのTuaran農場の隊員の不満の発生は要請転換という背景に基くものであろう。）

ここで、一寸事前調査の話に触れて置くと、偶々機会があったので、Butterworthに近く開設される西独ボランティア中心のVocational Centerを訪問して、西独のLeaderに話を聞いた。

彼は、Center開設迄に4回Butterworthその他に足を運んで、調査打合せを行い、これならやれるという自信を得たところで開設に踏み切っている。

更に「指導員であるボランティアは8人であるがその指導を受けるもの的人数は指導員1人につき6人に限定し、それ以上は絶対に越えない。6人が作業機につきうる最大限の数であるから、それ以上になると、良き技術指導が出来ないからである。そして、この事はマレイシア側も十分諒解してくれた」という言葉を聞き、考えさせられた。

日本の従来技術協力は、之れと比較すると誠にeasyではなかったろうか。

相手方の要請を余りにも素直に又、無批判に受け容れるばかりで、技術協力のやり方について当方からの申し入れや提案が卒直になされたことがあるのだ

ろうか。

機材供与については可成り強い申し入れが相手方からではなく、寧ろ当方よりなされている事例を屢々聞くけれど、以上の様な技術協力のあり方について、「これでなければ責任をもった技術指導はやっていけないし又、成果も挙げない」ということを自信をもっていったことがあるのだろうかと思われさせた。

マレーシア政府の言い分によれば、日本は技術協力の実質的内容如何よりも、Agreement や Record of Discussion を作ることにのみ熱心だという。

けだし当らずといえども遠からずのところがある。

更に機材のことをいえば、西独のやり方は相手方の発展の現段階を詳しく分析して、現状の下では、此の程度の機械や機材を使用すべきであろうと advise し、若し相手方がより性能の良いものを望んでも、それは次の段階において使用すべきで、現在は未だその段階でないことを説得している。そして、そこに始めて西独の技術と機械に対する信頼が生ずるとしているが、日本の場合はどうであろうか。

徒らに、高価な性能の良い機械を持ち込んでもそれが皆、「倉庫の中で眠っている」のでは真の技術協力とは程遠いと思わざるを得ない。

Agreement は何のためにあるのかとマレーシア政府ならずとも疑いたくなるのも無理はない。

更にマレーシア政府の場合、多額の機材の供与を受けている場合、それに見合った額だけ予算を削減されるという。使わない機材或は使えない機材のために予算は減らされ、而もその維持費のために余計な出費が伴い何のプラスもないという。

更にいえば、Agreement のために機械を処分することも出来ないといわれている。

(これは如何なることなのだろうか。)

シンガポールにもその様な事例がある。凡そ Training Center では使えない程高性能機械が日本より到着し、協定の終る迄倉庫の奥深く眠っていて、協定終結と同時に、それは民間に払い下げられたという。何のことはない、機材による技術協力ではなく、全くのところ機材売却代金による資金供与の効果しかなかったということである。こんなことを繰り返して技術協力は果

して正常に伸びていくのであろうか。

マレーシアの場合も協定終結後の機材処分は、目に見えている。こうなったのは何処に欠陥があるのだろうか。

勿論、開発途上国というものは色々と試行錯誤を繰り返えしながら成長していくものであることは間違いないし、又その間新興の気運に燃えるもの程、理想に走って錯誤が多くなり勝ちであることも、十分知られている事情でなければならぬ。

そして、それらの試行について出来る限り錯誤なからしめんように指導するのが先進諸国の役割であると理解するのであるが、日本は果して誠心誠意その様な試行錯誤の指導の任務を果たしているだろうか。「眠っている機材」の多くはどう見てもその反証となることはあっても、裏付けとはなり得ないし、今後ともマイナスの作用を続けることを心配しない訳にはいかない。

特に農業機械の場合はシンガポールの工業機械の場合と違って、右から左に処分は仲々困難であろうから、農業局当局者が苦悩しているのも、当然である。これは技術協力の提供者の責任か、受容者の責任か、何れにしても、今後の技術協力のあり方と関連して大きな課題である。

特に機材供与の問題は、予算、契約、繰越等種々の問題を持つだけに、現地での様な「あり様」が展開されている事実は、是非共改善されなくてはならないと考える。

サバでは政府は協力隊の活動を評価しながらも、より以上の技術の高さを要求して来ている。この度合は、マレーシアよりも強いのではないかと思われた。

何故なら、サバはマレーシアよりも遙かに遅れて居り、又それ丈に新興の意気に燃えている。

従って、協力隊員により以上の技術の高さを要求することになるようである。こゝでも技術的奉仕活動からの転換が進んでいる感じを深くした。従って派遣隊員の吟味は余程慎重にやらないと、相手方の要請にマッチしない結果となって、折角の協力隊活動の伸びが止る懸念なしとしない。

サバでは Tnaran 農場で隊員が田植機のデモンストレーションを見せたいというので出掛けていった。

炎天下で、マレイ人が水田に入って田植機を上手に操作していた。苗が次々

に植えられていく有様は仲々美事である。

先日は地主さん連中を呼んで見せたいところ "Wonderful" という賞賛があったが、いざ機械を使うという段になると「未だ未だ」だという。

第一は機械の値段を労賃に換算して見ると（多分一期作の労賃ならん）5M\$に相当し、現在の3M\$の労賃には逆も匹敵しないことが挙げられるという。

機械をせめて5年間使用ということ考えてくれればと思うが、これは到底無理の由、又機械の使用対象水田は一定の大きさが必要であるとか、周辺は機械では駄目で手植に頼るとか、色々と難点もある由。普及には気永く地道な説得が必要であろう。

この意味からいっても、今後の駐在員（OTCAも協力隊も含めて）調整員は単なる専門家や隊員や機材の世話係ではなく、常に相手の要請を分析し、検討しながら真にその要請に合致した専門家なり、隊員の派遣を行いうる能力と知識経験を持ったものであることが必要である。そのためには、相手方と討論もしなくてはならないし、又専門家や隊員の活動内容には常に注意を払って置く必要がある。

その意味の人材の養成がOTCAにも協力隊にも至急に望まれる。OTCAにしても協力隊にしても「技術的奉仕活動」に安住してられる時代は漸次去りつつある。東南アジア自体がそれ程厳しい現実に直面しつつあるからであろう。

最後にシンガポールの日本庭園は誠に美事な出来栄えといえよう。3年前訪問した時は赤土の丘で、これから日本庭園を造るという時であった。着想は極めて結構だと思ったが、果してどの様な成果が得られるであろうかと内心聊か危惧の念を持っていたが、今回来て見てその出来栄えといふ、又その成果といふ申し分のないことが解った。

強いていえばこれこそが日本の技術協力の一つの代表的なものだともいえるのではないかということである。

矢張り、日本の文化、日本の歴史を背負った技術協力の存在と小職は前々から考えていたが、日本庭園は正に日本の文化と日本の歴史をジュロン地区で、高らかに謳っている感じである。

シンガポールでは「日本から、戦後における日本の素晴らしい発展の秘密を

擱んで来い」と政府の要道者が日本に行く研修生に指令を与えているという話を聞いたが、それも必要であろうが、同時に日本にはこの様な優雅な文化が今尚続いていることを知らせることも又、必要なことだと考える。

以上は、マレーシアに関する限りの技術協力の問題について考察したものであるから、これがすべての地域に亘るものとは考えていない。従って、更に第2、第3の地域について同様な考察を行っていかねばならない。そしてそのことによって、更に今回マレーシアで得た考察は訂正されるかもしれないし或は又、拡大されていくのかも知れない。

東南アジアは変わりつゝあるし、変るであろう。そしてその変る姿を今後共われわれは技術協力を通じて、しっかり捉らえていかなければならないと考える。

Ⅲ 各 論

1. マレーシアに対する技術協力事業の調査

(1) センタープロジェクト

(ブンボンリマ農業機械化訓練プロジェクト及びMARRA・ペタリンジャ
ワ職業訓練プロジェクト)

イ. ブンボンリマ農業機械化訓練プロジェクト

(概 況)

マ国における水稲作の2期作に必要とされる農業機械化推進を意図した本プロジェクトは、1967年の予備調査及びその翌年の実施調査を経て、1970年に日・マ両国間の協定が締結されたが、締結時において、センターの性格をわが国は「メカニゼーション(農機具利用)推進のための訓練センター」とすることを提唱し、マ側は「メカニカル(農機具整備を中心とした)な訓練センター計画」を主張し、両者間の意見に差異がみられたが、最終的に当時のマ側責任者アミン(Director of Development-農林漁業省農業局)のマ国機械化センター構想にわが国の主張が結びつき、一応の合意に達して、協定成立となった経緯があった。

従って、わが国の専門家派遣及び機械供与は上記の「メカニゼーション推進のための訓練センター」を意図して実施された。

しかし、農業学院に付設された本センターは、マ側責任者の交代もあって、(現責任者はバカール-農業教育担当のAssistant Director-農林漁業省農業局)、学院の農業教育に組込まれ、実際のセンター活動は学院生徒を対象とする実習訓練が中心となり、農業普及員(Junior Agricultural Assistant 及び Agricultural Assistant)を対象とする In-service Trainingは他センターとの競合もあっていまだ実施されておらず、センターの要請訓練にとどまることとなり、結果として、「メカニゼーション」は著しく後退し、専門家の活動はメカニカルな実習訓練に限定され、供与機材は十分に活用されていない現状である。

このような現状は協定に規定される訓練課目の実施にも反映し、

- | | |
|------------------------|---------------|
| a 簡単な機械工学 | d 機械化稲作の作業技術 |
| b エンジン・モーターの取扱い | e 機械化計画と経費計算法 |
| c トラクター・耕耘機の構造、
使い方 | f 簡易修理技術 |

上記の課目のうち、a, b, cのメカニカル面が主体となって訓練がおこなわれ、d, e, fのメカニゼーション面が殆ど実施されていない。

また、「メカニゼーション」の推進に不可欠である実施調査、即ち

- | | |
|------------|----------------|
| a 日本製機械の適性 | c 農機具による稲作作業体系 |
| b 農機具作業方法 | d 機械化の規模と経済性 |

も全くなされていない状態である。

(問題点1 センターの性格)

「メカニゼーション」の推進にはそれが展開される特定地域の特殊事情に準じて独自にデザインされた農機具による稲作作業体系の確立が第一条件であり、次いで、対象地域の農業の関連部門(育種, 肥料, かんがい, 防疫等)と適正な連携をもち、普及事業, 農業協同組合等の行政措置を伴った強力なメカニゼーション推進体制が必要である。

このような理解をもって本プロジェクトを検討するならば、結論として本プロジェクトは上記の諸基本条件を満たしているとはいえず、わが国で意図した「メカニゼーション」を推進しうる体制が設定されていない。従って、本プロジェクトの設定にあたった予備調査及び実施調査の良否並びに協定の締結過程が問われよう。

その有効な実施には、本プロジェクトがマ国において実際におこなわれている農業プロジェクトに結びつき、同プロジェクトにおける関連農業諸部門と適正な連携を保って、具体的に実施されることが一つの方向であったと思料される。

現在、協力最終年度にあたり、協定の延長問題が関係者間にて検討されており、農業学院の実習訓練やセンター要望の養成訓練のみにセンター活動を限定するには本プロジェクトの有効性が小さく、将来、ブンボンリマを中心としたデモンストレーション・ファームの運営、現在マ政府実施中の農業プロジェクト

に結びつくこと等による活動範囲の拡大を主張する意見があり、また、あまりにも潤沢なセンターの機材の他所への分散又は転用、本センターを西マ北部の農機具メカニカル・センター（部品の供給もおこなう）とする構想等もある。

いずれにしても、本プロジェクトの協力の終了または継続延長の決定にあたっては、後者の場合、本センターの性格を再検討し、マ側関係者との十分な協議を通じて適正にそれを明確化し、設定されたプロジェクトの目的を完遂しうる適正なプログラムと実施体制を構築することが必要である。その際に、被援助国の置かれた現状を適確に把握し、漸進する近代化に歩調を合わせた。実際的且つ着実な技術協力方式を探ることが大切である。

本センターよりほど遠くないパターワースに設置された労働省職業訓練校には西独の協力事例があり、西独側プロジェクトマネジャーの協定締結前4年間に亘る事前調査により、西マ北部に発展する各種工業に共通したニーズである機械工（特に保守）の養成を主な目的とした、実習を中心とする技能者訓練を設定し、西独隊員（カウンターパートの養成）、マ指導員の西独における養成訓練、供与機材等をもって、具体的且つ堅実な協力活動を展開している。

この西独の事例をわが国のプロジェクトと比較するとき、我々は西独の協力方式より多くを学ぶことができよう。

（問題点2 プロジェクトの運営）

本プロジェクトの過去2年間のセンターの運営を顧みるとき、この種のプロジェクトの進捗過程において発生する状況の変化や実行上直面する諸問題に迅速に対処しうる体制の確立の必要性が痛感され、特にセンター—マ側関係者—大使館・海外事務所—OTCAの関係者間の連絡調整機能が重要である。この意味において、海外事務所、センター専門家のみならず果す役割は非常に大きいといえよう。

（問題点3 専門家）

前記の通り、「メカニゼーション」を展開する条件を満たしていない場においてそれに固執する専門家はセンター内において完全に孤立しており、「専門家は雇われ教師ではない」と主張しながらも、本来の専門家としての機能を全く

果していない。

上記のバターワース職業訓練校の西独プロジェクト・マネジャーは同校の技術面を全面的に担当しており、管理事務を担当するマ側校長と双方密接な連携を保って活動している。この西独プロジェクト・マネジャーと本センターの専門家はその機能面において著しく対照的であるといえよう。

(問題点4 供与機材)

前記の通り、センターの活動が農業学院の実習訓練を主体としているため、「メカニゼーション」を意図して供与された機材は充分活用されておらず、「あまりにも潤沢」という表現が適切であるそれら機材の一部は未利用のまま、「デモンストレーション効果」をもって、倉庫に配列されており、マ側責任者がこれら機材の保守管理のための経費捻出に頭を痛めているという現状である。加えて、マ国の場合、外国よりの援助を受けるとき、国家より配分される予算から援助額相当が差引かれるということであるため、マ側当局にとって事態は深刻である。(添付の写真を参照のこと)

(問題点5 カウンターパート養成)

マ側責任者には本プロジェクトの成否はセンターのスタッフ要員の養成の成果によるという認識があり、この目的のため、これらスタッフ要員をわが国国内研修に派遣する、所謂、カウンターパート養成の要望が強い。

この研修実施に関しては、前記の本プロジェクトの協力の終了または継続延長における本センターの性格の適正な明確化に準じ、必要な要員養成の具体的な計画化をおこなう必要があり、その実施を組織的におこなうことに留意することが重要である。

ロ. M A R A ・ベタリンジャワ職業訓練プロジェクト

(概況)

「人種間の融和と地域格差の是正による複合人種国家としての統一と安定」を国家的課題とするマ国はマレー人の経済的位置の向上を目指して種々な施策を実施しており、その推進主要機関である Council for Trust of

Indigenous People (M A R A)の重要性は周知の如くである。

現在、マ国において強力に推進されている工業化に伴って必要とされる技術者の養成は緊急であり、文部省の技術教育、労働省の職業訓練、青年文化スポーツ省の社会教育の一環としての職業訓練等と共にM A R Aの職業訓練が実施されている。

M A R A・ベタリンジャワ職業訓練所はM A R Aの既存4センターの一つであり、将来、数センターの増設計画があり、同センター自体年内に移転増設され、現訓練職種の子電子及び電気の2コースに加えて機械工、溶接、鋳造、冷空調の4コースが新たに加設される予定である。

M A R Aの職業訓練はその性格上、特にマレー人のみを対象としたものであり、英国のLondon City Guild Certificateに基づいた2年間訓練による技能者養成であり、卒業生は第1線監督者、テクニツジャンとして公民部門で活躍中である。一般社会の本センター卒業生の技術レベルに対する評価は高く、本センターの訓練活動の充実を示している。

M A R A職業訓練部門に対するわが国技術協力は1970年に派遣された2名の協力隊員(電子及び電気の両コースにおける訓練指導 — 現在2期の2隊員が活動中)に始まり、1971年には我が国国内研修の職業訓練指導員養成コースの電子科に本センターより、また、木工科にM A R Aアロースター職業訓練所よりそれぞれ各1名の研修員を受入れた実績がある。

この過去の協力実績が発展して、本M A R Aプロジェクトが開発され、1972年の事前調査を経て、1973年5月に予定されている実施調査を通じ、マ側とRecord of Discussionを結び、2名の専門家派遣(任期2年)、機材供与(1973年に約80,000,000円)及び、カウンターパート養成のための研修員受入れ(1974年～1975年間に6ヶ月研修を4回実施して8名を養成)等という計画のもとに事前準備作業が現在進行中である。

なお、本プロジェクトに加えて、M A R A他センター(ジコホールパァール — 溶接関係及びマラツカ — 自動車整備関係)に対する技術協力依頼もM A R A当局から非公式にあり、今回の調査団のM A R A会長及び本部訓練部長との接触においても、同部門はもとより他部門(地場産業、漁業、沿岸鉱物資源等の開発)に対する協力をも期待するという感触であった。

次に、同部門における第3国の協力状況に関しては、まず、本センターにおいては西独協力隊員が派遣され、わが国隊員と共に訓練指導に従事している。また、M A R A 職業訓練の拡大計画により、指導員の必要数確保が緊急課題であるため、現在、英国における6ヶ月研修(24名派遣中)及び西独における2ヶ年研修(25名)によって指導員養成を実施中である。この海外研修に関して非常に興味深い点は、英国における研修のカリキュラムはマ側当局の事前に作成したものであり、また、西独研修の場合、その研修経費の一部をマ側が負担するという方式を採っていることである。

なお、未確認情報であるが、M A R A 他センターに第3国の専門家が派遣されていることもある。

文化青年スポーツ省のNational Youth Pioneer Corpsにおいて実施される社会教育とM A R A 職業訓練はその性格上ある共通点があり、双方連絡を保って運営しているということであり、わが国はその両者に協力を提供している。しかし、M A R A 会長の発言では、将来M A R A が主体となったマレー人の職業訓練が強調され、N Y P C はその一部として位置づけられる方針が探られるということである。

(問題点1 マ国職業訓練におけるM A R A 職業訓練の位置づけ)

マ国の職業訓練の現在及び将来を検討するならば、次のことがいえよう。

a. 文部省の技術教育はエンジニア、テクニツェン等の技術者の養成を目的として実施され、b. 労働省の職業訓練は公共訓練施設における技能者養成及び企業内訓練の促進を主目的として実施され、a. 及びb. の両者はマ国の経済活動の基盤として極めて重要であり、将来も互いに連携をもって効率的に運営されるものである。他方、c. 地域社会の開発を基礎とした青年文化スポーツ省N Y P C の社会教育(実質的にはマレー人のため)及びd. マレー人の経済的地位の向上を意図した、マレー人のみを対象とするM A R A の職業訓練の両者は基本的に共通した事業目的を有し、将来のある時点には一体化される可能性は容易に予期される。更に、最終的には同国の国家的課題である「人種間の融和と地域格差の是正による複合人種国家としての統一と安定がある程度実現する将来のある時点には、c. 及びd. の両者の使命は全うされ、その存

在意義がなくなるという、性格的に暫時的且つ政治的なものであると理解される。

このように、マ国職業訓練を總体的に理解し、そこにおいてM A R A 職業訓練の位置づけを明確化し、M A R A に対するわが国の協力のあり方を長期的なヴィジョンのもとに適正に企画することが重要である。加えて、M A R A ベタリンジャヤ職業訓練センターに対するわが国の協力が成功裡に進行し、M A R A の他センターへの協力へと発展拡大し、ひいては、他職業訓練部門や職業訓練以外の分野へと展開していくための足場として、わが国の協力活動の拠点とすることに特に留意することも肝要であろう。

(問題点2 第3国の協力活動)

マ国職業訓練は、いまだ英国の影響が残存し、援助国として英、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ等の英連邦諸国をはじめ、ユネスコ、ILO等の国際機関に加えて、米、西独等々の諸国諸機関があり、各種の援助をおこなっており、激しい協力合戦の観を呈している場であるといえよう。

わが国も同分野において早くから各種協力事業をおこなってきたが、一例として、労働省の職業訓練所(Industrial Training Institute)に対してはかなりの協力実績にもかかわらず、近年後退し、わが国に代って協力実施をおこなったILOもその場を西独に譲り、現在西独がプロジェクト実施中という実例がある。

このように、援助国としては同分野に対する協力実施は容易ではないという認識をもつことが大切である。特に、残存する英国の体質及び援助各国の協力活動の現状に留意することが肝要である。

(問題点3 被援助国としての自主性)

前記のM A R A 職業訓練の指導養成のための海外研修におけるカリキュラムのマ側体成及び研修経費の一部負担の実例からその一端が理解される通り、援助を受けるにあたってのマ側当局の自主性は非常に強い。非公式な情報であるが、派遣専門家は任地着任後にある種のテストを受け、その結果により、その専門家の役割が決定されるということを関係者より聴取した次第である。す

なわち、専門家に対する評価は可成り厳しいものがある。

この意味において、マ国に対する協力のあり方は、後進性の強い所謂、後進国に対する協力方式と異った、独自の方式であるべきであり、マ国の自主制を尊重した協力方式でなければならない。

(問題4 本プロジェクトにおける協力のあり方)

わが国の同部門に対する協力は、協力隊員の派遣及び研修員の受入れより始まり、その“先行投資”によって本プロジェクトに発展したものである。

本プロジェクトは、隊員、研修員受入れ、専門家及び供与機材が有機的に一体化されて、効果的に運営されるべき性質のものであり、その運営に特に留意することが肝要である。特に、実際の訓練指導にあたる隊員とアドバイザーとしての役割を担う専門家の役割分担を適正に明確化し、有効な組合わせを確立することが大切である。

先行のブンボンリマ農業機械化訓練プロジェクトの轍を踏むことなく、前記の問題点の諸点を勘案して、有効な協力活動の進展を期待したい。

(2) 専門家派遣

(概況)

マ国に対するこれまでの専門家派遣は運輸(89名)及び農水産(64名)を中心として累計239名(1954～1972年3月31日現在)であり、現在、海外事業部関係4名(造園、海運、TVトランスミッター2名)及び農業協力部関係2名(ブンボンリマ農業機械化訓練プロジェクト)が活動中である。

なお、MARAベタリンジャヤ職業訓練プロジェクトの2名及びウルクオマルーPolytechnic Callege(イポー)のMarine Engineering Courseの2名はそれぞれ1973年度に派遣予定であり、また、具体的な案件としては4件(水理学、ハイウェイ土木、豚コレラ・ワクチン、養蚕業可能性調整)がある。

今回、調査団は全専門家6名と接する機会を得、彼ら及びマ側当局をふくめた関係者より事情聴取をおこなった。

今回の調査活動を通じて調査団が受けた感触では、これまでの専門家派遣は単発的且つ派遣分野がかなり総花的であり、後述される諸問題をかかえて、マ国における専門家活動は低迷しているという印象が強く、新しい方式による専門家活動の展開の必要性を痛感した。

(問題点1 制度上の問題)

在マレーシア日本国大使館公使の表現を借用するならば、マ国の技術体系は基本的に英国式であり、経験主義を基調としたものであるが、他方、わが国のそれは米国式であり、合理主義を中心として発達したものであるため、両者間にその性格において著しい差異が認められる。従って、英国の影響がまだ顕著に残存するマ国においてわが国の技術をそのまま同国に導入するならば、とかくマ国にはそれを受け入れる体質がなく、わが国の協力はいたずらに空回りし、その技術の定着は期待できない場合が多い。

そのため、専門家がマ国において技術の導入を計るとき、純粋技術(自然科学部門)の導入においても、その国の諸事情によりその応用はそれぞれ独自の方法が要求されるという技術協力の基本は無論として、上記のマ国のもつ英国式技術という制度上の特殊性に十分に留意し、適切な技術導入をおこなうことが肝要である。

(問題点2 体制上の問題)

調査団が専門家より聴取した体制上の問題点は、現用機のみで予備機がない(TVトランスミッター)、技術要員の絶对的不足(TVトランスミッター)、都市計画の計画性がない(庭園)、カウンターパートは他業務に多忙(TVトランスミッター及びブンボンリマ)、マレー人の帰国研修員やカウンターパートは中国資本基業(MISC)では浮き上がってしまっている(海運)等々であった。

専門家に係る体制上の諸問題の現実的な改善方向としては、専門家の有効な活動の場における十分な体制の確立が大切であり、現実的且つ具体的な計画の準備と適正な活動体制の確立にまず留意することが必要である。この意味において、派遣分野の適正な限定(ある特定重要分野に焦点を合わせること)、専

門家の役割の明確化，他協力事業（機材供与，研修員受入等，特に協力隊）との有機的な連携を密にした協力方式の確立等を促進することが重要である。

（問題点3 専門家の役割 — アドヴァイザー）

技術協力における専門家の機能を協力隊員のそれと対比させて検討するならば，隊員は現場に密接して実践的な業務をおこなうものであり，他方，専門家はある地位にあつて技術指導をおこなうことを原則とするといえる。この意味において，事業の効率上専門家はアドヴァイザーとしてその機能が理解され，単なる労務提供に化してしまつてはならない。

専門家の機能を上記の通り理解するとき，その機能を全うするためには，専門家のアドヴァイザーとしての意識と能力がまず問題であり，専門技術はもとより人格，見識，国際性，語学等の諸条件を満す適格者の選出が必要である。

特に，マ国においては，前述の如く被援助国としての自主性が強く，外国専門家を着任直後彼の能力を業務上テストした後，実際の役割を決めるということもあり，加えて，多くの第3国諸国の専門家と結果的に競うことを余儀無くされる可能性が多いという特殊事情を考慮するとき，同国に派遣される専門家は非常に高度の能力を要求されるといえよう。

このような期待される専門家の確保とその有効な活動を可能とするためには，まず，専門家の役割をアドヴァイザーとして明確に規定し，しかるべき地位と権限を興え，その業務を具体的に設定して，そして，アドヴァイザーとして適格なる専門家を選定することが第一条件である。この条件を欠く場合，専門家にアドヴァイザーとしての意識と活動を期待することは不可能であろう。

なお，現在O T C Aは派遣専門家を外部に求めているが，実績のある優秀な専門家を国内に特に確保する努力をし，また，待機中においては国内研修にてコース・リーダー等の訓練スタッフとして活用したり，将来性のある協力隊OBを同様に国内研修において訓練スタッフ（研修監理員等）として登用し，ある時点において，専門家に昇格させたり等々の多角的且つ組織的な人事管理を通じ，技術協力の経験豊かな適格なる専門家を確保することを今後促進すべきであろう。

(3) 日本海外青年協力隊

(概況)

マ国におけるわが国の協力隊活動は1965年に始まり、派遣隊員総数は約200名にのぼり、現在活躍中の隊員数は92名である。活動分野はこれまで農業、職業訓練、公共事業、柔道等各種スポーツ、医療、日本語教育等であったが、現在、農業の後退により職業訓練、公共事業、スポーツが3本柱として協力隊活動が展開される傾向にある。

なお、隊員派遣のための公式要請は現在57名であり、加えて、非公式要請は約20件もあり、マ国においては根強い協力の潜在的な要請が認められる。

今回、本調査団は幸いにしてサラワク州派遣隊員を除く大部分の隊員に接する機会をえ、各派遣分野において若い躍動する隊員活動に直接接触ることができた。

しかしながら、現在隊員活動分野は上記の如く多様化し、隊員の業務はかつての精神的なもの、単なる労務提供という性格の強いもの、あるいは技術協力の一環としての技術指導を中心とするもの等と各隊員によってその活動内容が多種多様であり、個々の隊員に接するとき、彼等の直面する数多くの問題があり、そこには手ごたえのある有意義な活動を求める若者の悩みがあった。

結論として、調査団の印象では、マ国における協力隊活動は、一つの段階が終了し、質的变化を伴って、次のより進んだ段階（マ国によく適合した協力方式ともいえる）に発展しようとする一つの転換期を迎えているということであった。

この転換は、マ国の諸事情やわが国隊員と共に活動する多数の第3国協力隊員（米、西独が主体）との関係もあって、Junior Expertという制度がなされた如く、技術レベルのより高度な能力を有した隊員が実践的な技術指導をおこなうという技術協力において明確に位置づけられる協力隊活動を強調して、進行するものといえよう。

また、現実的にはかなり多種多様な協力隊活動が続けられようが、MARAベタリンジャヤ職業訓練プロジェクトにおいてみられる通り、協力隊はその実践的な機能を生かして、“先行投資”的に最初に派遣され、成功裡にその活動をおこない、ある時点において専門家、研修員受入等の他協力事業と組合わさ

れ、最終的には一つの協力プロジェクトへ発展するという新しい技術協力の戦略上の有効な機能としての役割も特に考慮されよう。

(問題点1 ニーズの把握及び各隊員の実施プログラムの具体化)

現在、ニーズの把握はマ国当局の公式要請と現地の協力隊駐在員及び調整員による要請背景調査によってなされ、各隊員の実施プログラムは現地(マ側当局と協力隊駐在スタッフ)を中心として具体化されている。

このような現実的に有効な一つのあり方であるがこの場合、留意すべき問題点は主として次の通り

- a. ニーズの把握のための調査及び実施プログラム具体化に必要とされる当該分野の専門技術を十分にその担当者は具えているか。
- b. 協力隊が技術協力の一環として位置づけられ、他協力事業と適正に有機的連携をもって実施されるとき、ニーズの把握及び特に実施プログラムの具体化において、他関連協力事業部(海外事業部、国内事業部等)と組織的な連絡を保ってそれを実施する体制にあるか。

a. に関しては、多業種に亘る100名近くの隊員を運営管理する駐在員(1名 - ジェネラリスト)及び調整員(2名 - スペシャリスト)の能力では限界があり、適正なニーズの把握及び特に実施プログラムの具体化は困難であろう。特に、協力隊が技術指導を中心として展開されるならば、この面において専門技術のより多くを要求されるようになることも考慮すべきである。

従って、現実的な改善方向としては、現地スタッフの要員増加は必須であり、調整員の質的向上及びその専門化が考えられ、加えて、現地における派遣専門家の協力や協力隊本部の技術面の強化のための専門家の確保も検討すべきであろう。

次に、b. の改善に関しては、基本的にはOTCAと協力隊事務局の一体化が必要であり、1973年度内にOTCA海外事務所をマ国に設ける予定であるが、これにあたっては、この点の特別な配慮がのぞまれる。

(問題点2 協力隊の機能)

協力隊の機能に関しては(概況)において既に記述したが、現実的には隊員

活動は多種多様に展開されるものであろうが、そのなかにおいて、必要に応じ、実践的な技術指導の性格を強調するということが実際的な方向であろう。

この場合、前述したアドバイザーとしての専門家の機能との対比において、両者の有機的な連携を考慮し、実践的な技術指導を基調として、協力隊員の業務を設定することがのぞましい。

このように協力隊員の活動を技術指導を中心として運営するとき、後述される隊員の能力と共に隊員のステータスが問題であり、Senior Volunteer と Junior Volunteer 並びに Junior Expert と専門家のステータス上の明確化を組織的におこなう必要がある。

また、隊員活動はその実践的な性格上試験研究部門（例 トアラン農業試験場）になじまず、職業訓練の訓練指導（MARRA等）や農協活動（サラック）等にその機能をより効果的に発揮する場を見出すという事情も考慮して派遣分野を決定することも肝要である。

加えて、隊員の活動に“先行投資”としての役割をもたせると共に、当該分野の調査の一翼を担わすことも大切である。

なお、先行の（問題点1）の実施プログラムの具体化にも係るが、各実施プログラムの設定においては、事業の効率上、各隊員活動の具体的な目標設定がのぞましく、隊員のエネルギーを具体的な目標達成に集中させるようにすることが肝要であり、これは隊員活動の管理の改善にも資するものである。

（問題点3 協力隊員の能力）

協力隊員の能力として技術レベル（指導能力をふくむ）、年齢、学歴、経験、人格そして語学力が考えられ、実践的な技術指導の機能を強めていく場合必要とされる能力の問題点は下記の如くである。

a. 技術レベル、学歴及び経験

マ国の特殊事情として、協力隊員も高い技術が要求され（例 職業訓練においてはシラバスの作成の必要がある）、10年位の実務経験を有する一人前の技術者であり、指導能力をも勘案するならば、大学卒がのぞましい。

b. 年齢

わが国の隊員の平均年齢は25才前後であるが、既に技術指導という性格にて隊員活動をおこなっている。米及び西独の場合は30才以上であり、比較されたい。aの条件を考慮し、この点の改善を計る必要がある。

c. 語学力

隊員の活動上の言語は主にマレー語であるが、マ側当局はその有効性を高く評価しており、より一層のレベル・アップをのぞんでいる。

なお、実践的な技術指導を中心として隊員活動をおこなう場合、マレー語と共に英語能力も要求され、担当する役割によっては、特に英語力の優れた者が要求される。

このため、よりインテンシブな語学研修（マレー語及び英語）の実施が必要であり、任期2年のうち初年はほとんど活動らしい活動ができないということのないように改善を計ることがのぞまれる。

（問題点4 隊員の管理）

マ国における現在の隊員総数は約100名であり、マ国各地における多業種の分野にあつてそれぞれ独自に活躍中であり、それらの隊員の管理は至難である。現在、現地における管理スタッフは駐在員1名及び調整員2名のみであり、その管理は事務的なものに陥る傾向がいなめず、とかく実際には各隊員は各任地において単独行動を中心として活動している現状である。

この管理面の改善には、まず現地の管理スタッフの増員及び調整員の質的向上と業種別専門化（具体例としてスポーツ調整員の確保）が必要であり、同時に、現行の各隊員より毎月提出される業務報告書を改善し、先行の（問題点2）において記述の如く、具体的な目標設定をもって業務内容を実践的に編成し、隊員の活動において、隊員より業務実績を報告するレポートを提出させると同時に、マ側当局よりも評価を記述するレポートを提出させることにより、隊員活動の実態を絶えず把握しておくことが肝要である。そして、彼等の日々の活動努力を正しく受けとめ、評価することが大切である。また、隊員の活動中発生する諸問題の解決に迅速に対応する体制の確立も忘れてはならず、技術面の相談（コンサルテーション）や個人的な問題もふくめた問題解決のため隊員のカウンセリングの実施も考慮すべきである。

(問題点5 携行機材)

機材の送付の遅延及びわが国より送られた教材が現地に適さない(例日本語テキスト)という問題があった。

(問題点6 オリエンテーション)

有効な隊員活動の基礎として、隊員を対象とするオリエンテーションの役割は非常に重要であり、この意味において、効果的なその実施がのぞまれる。

特に、現地オリエンテーションは有効であり、その一環として現地人宅に寄宿させることも検討されているが、人種問題もあってその実現がはかどっていない。しかし、その実施には受入れ国であるマ側が主体となって効果的なプログラムの実施をおこなうことがより適切であり、この点のマ側の理解を求めべきであろう。また、業務開始時の導入(induction)オリエンテーションは非常に大切であり、隊員受入現場のマ側関係者が責任をもっておこなうことがのぞましい(かなりやられている)。なお、継続派遣の場合、帰国する先行隊員と新任の後続隊員をある期間ペアとして、隊員による現場オリエンテーションの実施も一考に価しよう。

また、マ国の一般事情に関するオリエンテーションにおいては、西マと東マ(サバ・サラワク)との顕著なる現状の差異を特に考慮すべきである。

(問題点7 隊員の待遇)

隊員の待遇面の問題は宿舎と生活費の2点である。充実した、さかんな隊員活動を確保するためには、彼らの健全なる生活の保障がなければならず、適当に快適な日々を送れる宿舎と生活費が支給される必要性はいうをまたない。

しかし、地方に派遣される場合、適当な住居を見つけることは困難であり、受入れ側の特別な配慮が必要である(添付写真参照のこと)。

また、現行の生活費支給額は170USドルであるが、第3国の隊員のそれと比較するとき、かなりの少額である。特に現在物価が著しく高いサバ州においては生活難の訴えが多く、地域差を考慮する必要がある。協力隊員が自らのレベルアップをおこない、準専門家として第3国隊員と伍して技術指導をおこなうようになるならば、“かつての精神論は前近代的である”という言葉をま

ぬかれず、彼等の経済的條件の改善は必然であろう。

(4) 研修員受入

(概況)

マ国に対するわが国の研修員受入の過去の実績は農水産170名、行政113名、通信68名、運輸65名を中心として1972年度末現在累計611名である。

これら受入研修員は、大部分政府関係者であり、また、マ国の特殊事情によって西マから主に派遣され(東マ(サバ、サラワク)からの派遣は極めて少ない)、スタッフ・トレーニングという性格の強い集団コースに主に受入れられた。

マ側は研修効果を研修員の帰国直後本人によって提出される報告書及び本人が復職して4ヶ月後(今後は1年後)に彼の現場の上使によって提出される報告書から評価しているが、わが国の研修員受入を評価し、受入要請が一般に強い。

しかし、帰国研修員及び関係者から聴取された研修効果に関する問題点は、帰国研修員がわが国において習得した技術を活用するにあたって、活用しうる機会に恵まれない、必要機材がない等、また、わが国・マ国間の諸事情の差異により、多くの場合単純に習得技術を導入することは不可能であり、その修正が困難である等ということもあり、結論として、わが国の研修の効果は研修員個人の質的向上に資するところ大であるが、容易に即時的な効果を望むことはむずかしい実情にあるということであった。

マ側にはカウンターパート養成は非常に有効であるという認識があり、その要望が強いが、民間にひきぬかれる、他業務に多忙、中国資本系企業においてはマレー人が浮き上っている等々の問題がある。

帰国研修者に対するフォローアップとして巡回指導は1970年より業種別に5チームが派遣され、また、機材供与は1968年及び1969年に実施され、帰国研修員のフォローアップ訓練(再訓練)は1971年に2名受入れて実施した等の実績がある。

マ国においては同窓会活動が極めて活発であり、帰国研修員である会員間に

て種々の事業活動をおこなっており、協力隊員のホーム・ビジットをおこなったり、O T C A に対して非常に協力的である。なお、同窓会活動には在マレーシア日本国大使館のさかんな協力が提供されている。

(問題点1 研修実施において特に考慮すべき諸点)

研修の実施において、マ国の現状を特に考慮するならば、次の諸点を勘案することがのぞましい。

- a. マ国はいまだ英国の影響が根強く残存しているが、近年マ人間において過去の体制より脱皮し、自らの努力をもって近代化を進め、新しい国家を再構築しようという意欲が旺盛である。従って、マ人自ら発想の転換を計る必要があるため、この意味において、わが国の研修はある貢献をなすようにデザインされねばならない。
- b. マ国の政府関係者を受入れ、研修を通じてわが国の紹介と日・マ両国間の相互理解を促進することによって、今後の技術協力事業の同国における展開を容易にするという目的をもった、“先行投資”的な性格を強調することがのぞましい。具体的に、協力プロジェクト、専門家、隊員のマ側関係者が帰国研修員である場合、それらの協力活動は彼の理解と協力をもって極めて容易且つ有効に進められるという利点を新ためて認識する必要がある。
- c. 研修員受入事業の効率をより高めるために、技術協力においてそれを適正に位置づけ、他協力事業と有機的な連携をもたせて実施するとき、上述の b. と共に、カウンターパート養成のための研修の強化が必要である。
- d. マ国派遣研修員は、一般にレベルが高く、明確に問題意識をもって研修に参加するため、後進性の強い発展途上国をも対象とした集団コースの一般研修にはとくになじまない傾向が顕著である。このため、個別研修の実施、または、国別、同レベルの国群別の研修実施を考慮することが必要であり、現実的な方法として、研修の前半を集団とし、後半をテーマ別に個別とすることも一法であろう。

(問題点2 フォローアップの強化)

研修の本来のあり方は、一つの研修プログラムの終了をもって完結するものではなく、研修後のフォローアップ中向上訓練、リフレッシュ訓練等の再訓練が必要であり、帰国研修員に対する各種フォローアップを適正により一層強化することが重要である。

なお、再訓練の実施は、研修計画の適正な体系化に役立ち、研修員受入事業の健全なる拡大に利するところ大であるということに留意すべきであろう。

また、同窓会の在存意義は非常に大きく、今後同窓会への援助を計り、開設される海外事務所と密な連絡を確立し、充分に同窓会のもつ機能を活用することは大切である。

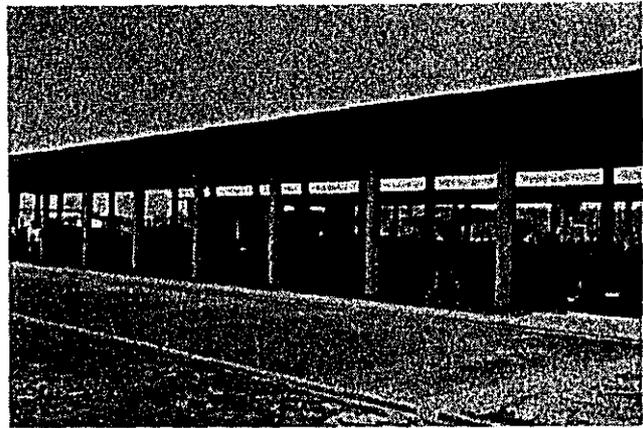
2. シンガポールにおける技術協力の一般事情調査

シンガポールにおいて在シンガポール日本国大使館の大使はじめ館員、帰国研修員（1972年度職業訓練センター）及び海外事務所長より聴取したシ国における技術協力の一般事情の要約は次の通り。

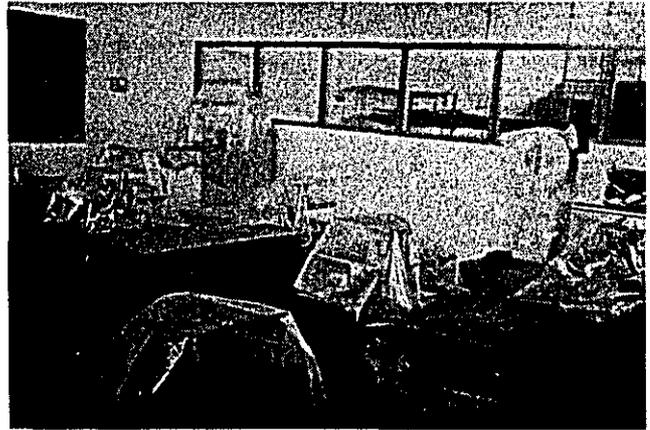
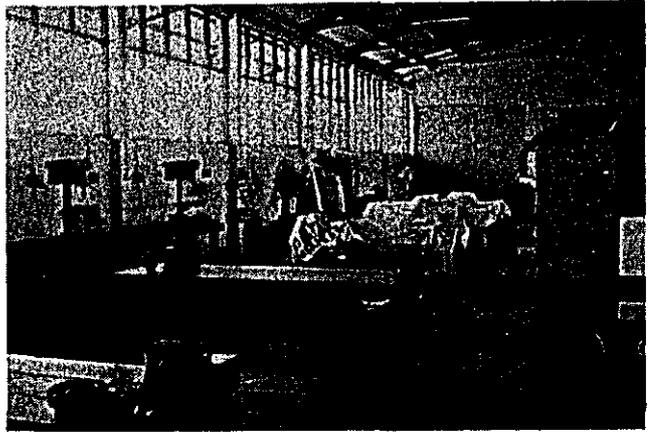
- (1) 「都市国家としての性格を有し、従来の中継貿易基地依存の経済から脱皮して大規模工業開発と観光開発を計るシ国に対しては、いわゆる発展途上国一般に対する援助的発想の意義が少ない。」とする水上報告の現状認識は重要である。
- (2) 工業中心の産業振興計画の推進に伴って、現在シ国は技術者養成に熱心であるが、シ国における外国進出企業がおこなう企業内訓練の有効性を重視すると共に、それら企業と提携して職業訓練の拡充を計る（例 Joint Training Program Industrial Training Board）という現実的な政策はよくシ国の特殊性を表わしている。
- (3) シ国においては、根強く残存する英国の影響より転換する時期にあり、このため、特に日本に学べという意識が強い。
この意味において、わが国の研修員受入の要望が強く、その有効性は高いと判断される。
- (4) シ国とマ国は多くの面で相互依存関係にあるが、政治的にその関係が微妙であり、わが国の協力がマ国に特にウェイトをおいて実施するとき、シ国を刺激する結果になるということは留意すべきであろう。

添付写真1

ブンボンリマ農業機械化訓練センター
の供与機材

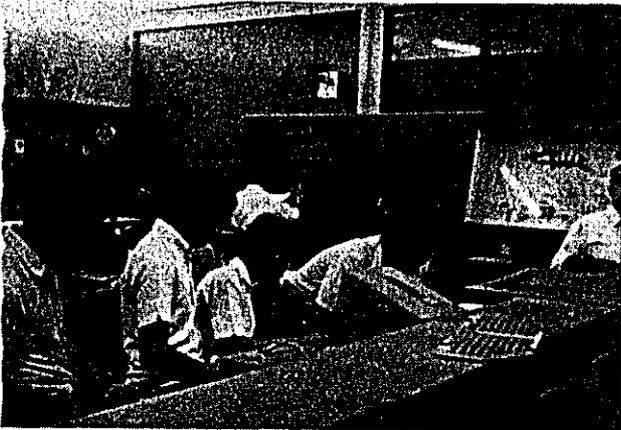




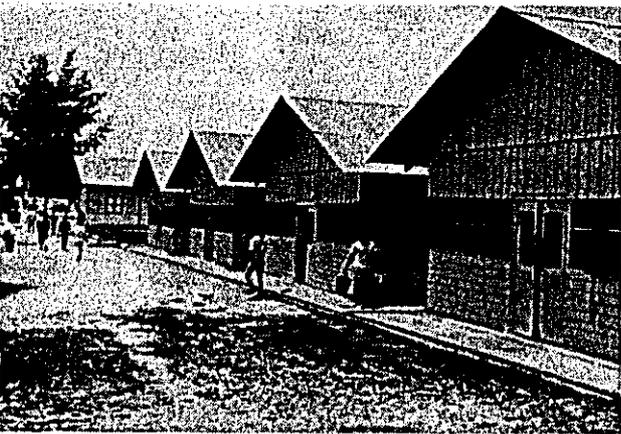
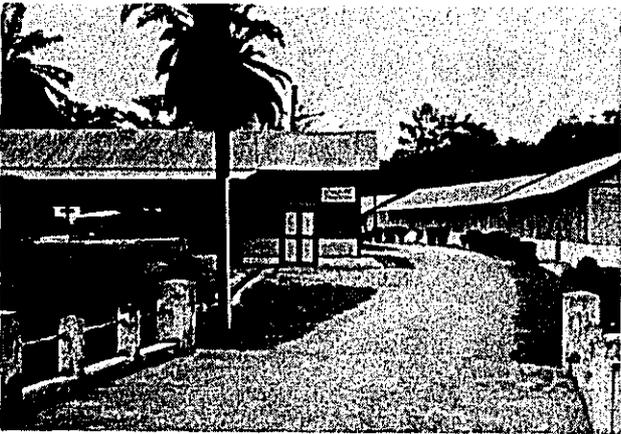


M A R A ペタリンジャヤ職業訓練センター

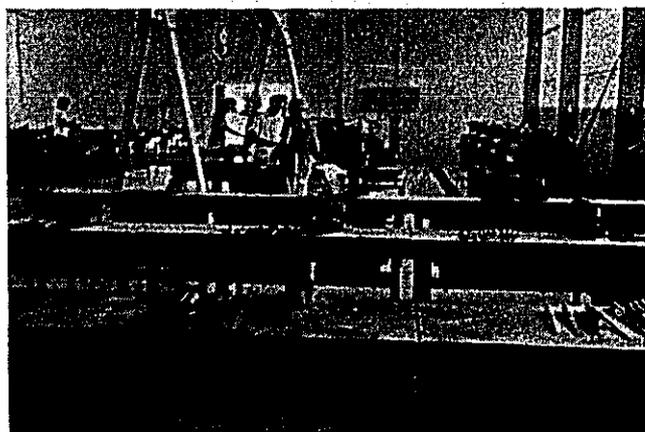
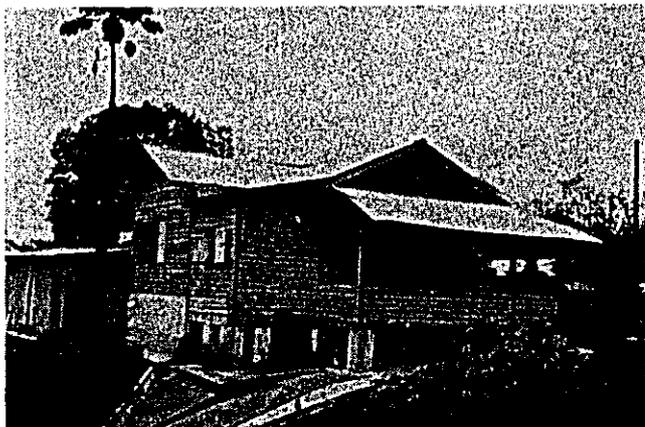




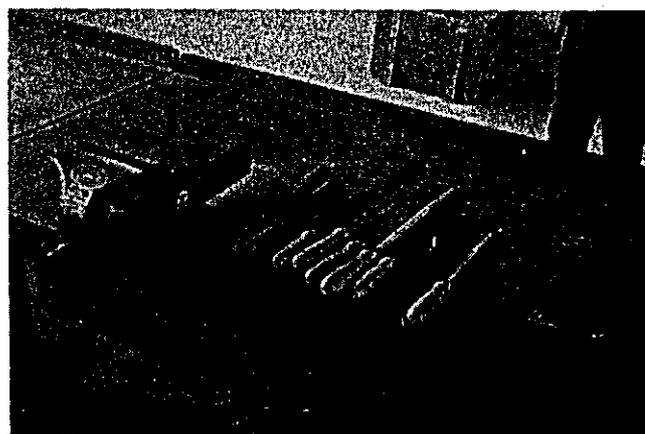
文化青年スポーツ省(NYPO)



(隊員の宿舎)



バターワース職業訓練所 (労働省)





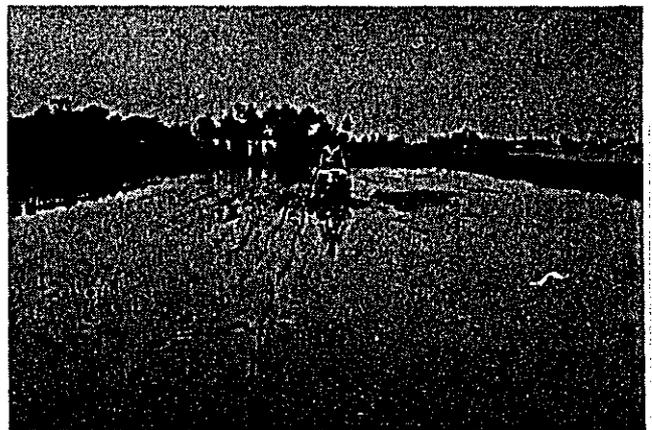
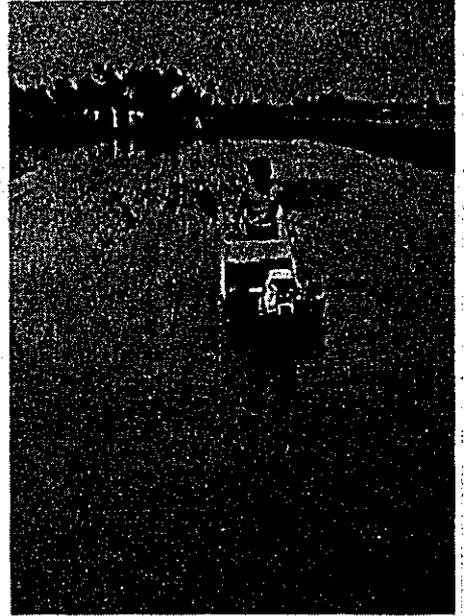
(マ側校長と
西独プロジェクト・マネジャー)

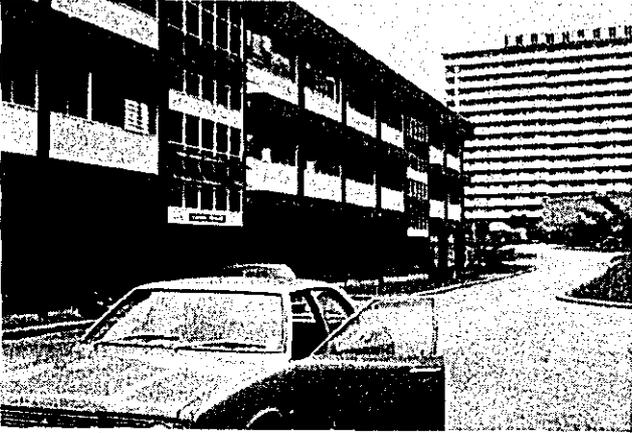


サブ協力隊連絡事務所



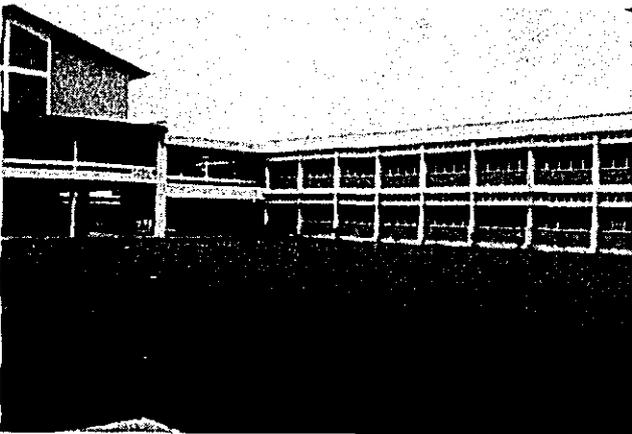
トララン農業試験場における協力隊員
による田植機利用のデモンストレーシ
ョン





Baharudin Vocational Training Institute

Bukit mevah Vocatioual
Trg Iustitute(シンガポール)



対インドネシア技術協力効果測定

調 査 報 告

T I C 阿 部 千 寿 生

国内事業部研修第1課 榎 本 正 義

目 次

I 調査の目的	81
II 総 論	82
1. 技術協力を受けるイ国側の基本的な考え方	82
2. 日本の技術協力に対するイ国側の総括的見解	83
3. 日本からの専門家等の特性についてのイ国側見解	84
4. インドネシアにおける最近の一般経済状況の アウトラインについて	85
III 各 論	88
1. 研修員受入事業	88
(1) 一般事情	88
(2) 評価および今後の要検討事項	88
2. 専門家派遣事業	90
(1) 海運チーム	92
(2) 水資源チーム	94
(3) 水産チーム	95
(4) 放送チーム	95
(5) 医療専門家	97
(6) パベナス専門家	97
(7) 統計専門家	98
(8) 陸運チーム	99
3. プロジェクト関係	99
(1) 西部食糧増産プロジェクト	99
(2) 農業研究プロジェクト	102
(3) 東部ジャワ・メイズ・プロジェクト	102

IV	スラウェシについて	105
1.	概況	105
2.	現況	105
3.	スラウェシへの国際機関および第3国の援助	105
4.	今後の方向	106
V	国際機関および第3国の技術協力について	108
1.	UNDP	108
2.	AID	110
3.	オーストラリア	112
VI	結語	114
1.	インドネシア国における技術協力の今後の重点分野	114
2.	提言	115
(1)	今後の技術協力の重点地域について	115
(2)	研修員受入事業について	117
(3)	農業関係プロジェクトの十分なるフォローアップについて	117
(4)	OTCA内部の業務改善について	119
	付 属	
I	調査日程	120
II	主要収集資料	125

I 調査の目的

この調査は、インドネシアにおけるこれまでのわが国の技術協力の実態を踏まえて、

- (1) インドネシア側関係機関の評価，改善のための意見・要望の聴取。
- (2) 現地大使館，派遣専門家等の事情聴取および現地視察等を通じて，今後の技術協力実施の改善策を見出すための調査を行う。
- (3) インドネシア側関係機関の我が国に対する協力依頼の今野，地域，重点方向等を調査する。

この三ポイントを中心目的とし，このため，インドネシアに対する国際機関および第三国の技術協力の実態をも併せて調査するものである。

また，O T O A内の国別委員会のインドネシア国班としての素材の提供，研究の推進，方策意見の選定等にも寄与すべきことも目的のひとつとして与えられたものである。

II 総 論

1. 技術協力を受けるイ国側の基本的な考え方

(1) 対外的に

技術協力を供与する国として、特定の国に偏しないで、援助供与各国間のバランスに非常に配慮している。

これは、勿論、特定の国からの実質的支配を受けないようにするためである。

しかし、このバランス的な考え方により日本の技術協力規模が現状で止まってよいというわけではなく、特に開発調査事業等を中心とした規模の拡大が要望された。

バイラテラルな援助と、マルチラテラルなそれとは、云うまでもなく、後者を歓迎し、日本からUNDPへより多くの資金が拠出されることを切望するとのイ国側責任者の言を聞いた。

(2) 対内的に

イ国は国土が広大（日本の4倍強）であり、非常に多くの島（約13,000と云われている）から成り立っているので、地方により風土も異なり、又国家的統一にも努力を要するものと思われる。

かゝる背景もあってか、援助を受け入れる地域に、かなりの配慮を払っているように見受けられた。もちろん、ジャワ島をその中心地域として考えてはいるものの、ジャワ島とそれ以外の外領との開発段階のバランスを重視している。

したがって、プロジェクト選定に当って、プロジェクトそのもののプライオリティよりも、政治的考慮が優先する可能性もあり得ると考えられる。

(3) 技術協力の形態間のバランス

技術協力供与国からの専門家（調査団を含む）派遣が多人数であればあるほど、それらに伴うカウンターパート）或は関係者も多くなるのは当然のことである。

したがって、専門家派遣の多い国では、多くの研修員を受入れて貰い

たいとの希望が強かった。

因に、主要援助供与国からの派遣専門家数と受入研修員数を挙げると次の如くである。

(7 2 年 1 月 から 1 2 月 末 日)

国名	※ 専門家数	研修員数
日本	130	130
米	63	183
オーストラリア	76	260
オランダ	112	120
西独	100	66
英	38	92
フランス	37	39
カナダ	39	12
ベルギー	23	30

※開発調査による派遣数も含む

上記の人数のバランスにおいて、日本も、米国・オーストラリア・英国のタイプの専門家数より研修員数が多いタイプになることを要望された。

2 日本の技術協力に対するイ国側の総括的見解

(1) 日本の技術協力にはフォロー・アップが欠けている。

国際機関や第3国の専門家・調査団にあつては、それらの第1次的業務終了後も、種々の形態でフォロー・アップが行われ、中には民間ベースの投資にまで繋がるものもある。

これに反して、日本派遣の専門家・調査団は第1次的業務が終了して、日本へ帰国した後は、何らのフォロー・アップも行われず、折角の指

導・調査も立ち消えとなるケースが多い。

イ国側としては、フォローアップの形態として、インフラストラクチャー関係分野においては、政府ベースによるフォローが望ましく、それ以外の分野にあつては、民間ベースによるフォロー・アップ、延いては民間投資にまで発展することを望んでいる。

この問題に関連して、農業関係プロジェクト（含東部ジャヤメイズ・プロジェクト）の十分なるフォローアップの要望を受けた。

(2) 日本の技術協力は、wide but shallow である。

日本からの専門家・調査団は、広い分野に亘って派遣されるが、その各分野について見れば、人数も少く、届も薄い。wide ではあるが shallow である。総花的で、協力の重点の認識が不明確な感を免れない。

3. 日本からの専門家等の特性についてのイ国側見解

(1) 語学力が劣る

日本専門家は、例外的には優れた語学力を持つ人もいるが、概して語学力が劣っている。

もちろん、日本専門家の技術的知識・能力は優秀だとイ国側も認めているが、その折角の知識・技術をカウンター・パートに教え、指導する際にかかなりの困難を生ずることが多い。

日本人の英語学習は reading が中心であるため、会話・作文が劣っており、そのため上記の結果をもたらし、また、関係各省へのアドバイス或はレポート提出に際しても、他国の専門家に比して不利となる。

このため、第3国専門家等で知識・技術は比較的低くても、自己の持てるものを十分にイ国側に伝授し得る人の方が、結果として優れた実績を挙げ得ると云うケースが屢々見受けられる。

(2) 地域社会からの孤立

歴史的・地理的原因によるものか、日本人は社交性に乏しく、職場においても、概してイ国側への滲透性の弱い人があり、また地域社会への適応性・融和性に乏しい人がかなり見受けられる。

4. インドネシアにおける最近の一般経済状況のアウトラインについて

(1) 第1次および第2次5か年計画の目標

イ国は現在、第1次5か年計画（1969年4月～1974年3月）の最終年度に当り、その経済も安定をみせ、次の発展への基礎を作りつつある。

この第1次5か年計画の最重点は、農業生産の増大即ち食糧自給の確保にあったが、昨年（1973年）の20年に1度とも云われる大かんばんつに遭って、計画達成に頓坐を来した。

このため、第1次5か年計画により食糧問題を解決させ、第2次5か年計画（1974年4月～1979年3月）においては、工業化を最重点目標として推進するとの基本構想は変更を余儀なくされ、第2次5か年計画においても、工業化政策と並んで、食糧自給をも最重点目標の一つとせざるを得ぬ状況となった。

このように、食糧自給は完全な目標達成とはならなかったものの、かなりの成功を収め得たことも事実であり、農業を含めて他の分野においても、開発への努力は、やはりそれだけの効果があったと云うことは言える。

即ち、スバルト大統領は、1973～74年度予算（日本の昭和48年度予算に相当）提出にあたり、次の如く演説している。

“この第1次5か年計画により、既に達成された経済の安定は強力であるのみならず、経済成長をも大きいものとした。これは、都市部だけが発展を始めたのみならず、地方の農村をも開発の成果の中に包含したことで明らかである。

そして、国家財源による開発プロジェクトは増加し、社会自体の開発意欲も拡大している。それによって、国民の多くの者は、開発の意味と成果を直接に感受できるようになった。……”

この演説は、もちろん、政治的粉飾も加味されていることであろうから、その点をも考慮に入れて受け取る必要はあろう。しかし、苛烈なインフレも収束して、一応の経済の安定をみているのが現状である。

(2) 経済安定の要因

では、この経済の安定をもたらした原因は何であったであろうか。種々の要因が考えられる中で、最も基本的なものは超均衡予算の緊持であった。

イ国の国家予算は、その大部分が人件費であり、その残りを物件費が占める。開発関係予算の財源は、その2/5を一般会計の節約による財政黒字を以て充当し、3/5を外国援助を以て充てゝいる。

イ国財政の均衡は、もちろん、イ国だけの力によって保持できたわけではなく、均衡の鍵となったのは外国援助であった。

即ち

1967年度	約2億\$ us
68 "	3.7 "
69 "	5 "
70 "	6 "
71 "	6.4 "
72 "	6.7 "

であった。

財政の均衡政策と並行して、金融面においても厳しい政策をとった。即ち、第1次5か年計画以前においては、財政は均衡していたが、金融面では放漫な運営が続いていた。

この状況を是正すべく、1968年10月に国立銀行に「特別定期貯金」制度を創設し、通貨価値の安定強化に乗り出した。この「特別定期預金」制度は高利にして、分離課税とし、かつ、金の出所をせんさくしないというものであった。このため、それまではそれぞれイ国通貨の殆どを持っていたと云われる華僑、国家予算、国立銀行の3者間において、華僑の保有していた通貨の相当部分が国立銀行へ吸収されたと考えられる。この制度をキッカケとしてインフレは収束化に向い、現在の通貨の安定がもたらされたものと考えられる。

このことは、次にルピアの為替相場の安定へと繋がり、昨年（72年8月）の1ドル410ルピア台が現在も続いている。

この間、IMF派遣の専門家グループは、主としてイ国財政金融のマクロの面を担当して、通貨の総量を一定の枠内に抑えることに努力し、他方世銀派遣の専門家グループはイ国経済の実態に即して改善のアドバイスを行って来た。

(3) 今後の課題

来年（74年4月）から始まる第2次5か年計画においては、工業化政策が二大目標の一として掲げられることとなるが、その場合、外国援助を工業的生産事業へ振り向けることが必要となる。

そのとき、第2次5か年計画の成否を握るポイントは物価問題であり、今後の物価の推移が大いに注目されるところである。

Ⅲ 各 論

1. 研修員受入事業

(1) 一般的事項

対インドネシアにおける研修員受入事業は、昨年度、昭和47年11月13日現在集団コースにおいては92名、個別研修員36名、計128名の受入れ実績をもっている。研修員の受入要請は集団コースの場合、各コースの募集要項（General Information）がインドネシア側に送付されると本はこの国における技術協力のとりまとめの機関である。総理府技術協力調整委員会に送付され、そのコピーを各官庁に送付し応募を求めている。

個別研修員の場合は反対に各省より総理府技術協力調査委員会を通じ日本大使館の方に要請がなされている。

各省においては、各局の中に海外渉外担当部があり、それぞれとりまとめを行っている。

インドネシアにおけるこの事業の特色としては単一の共和国となる1950年まで約350年にわたる植民地政策に起因してあらゆる分野における技術者のレベルが非常に低い傾向があり、研修員の受入による技術者のレベルアップが望まれる。

一方、日本に派遣された研修員の一般的な傾向としては反論もあるが、学位取得の出来ないこと、集団研修コースの中には研修レベルが低いものがあること、言葉の問題から必ずしも満足のものではないと云う事が聞かれた。

(2) 評価および今後の要検討事項

a. 集団研修コースにおいては、今までの一般的な知識および技術の総合的な間口の広い研修に対し、もっと専門的な研修を望むと云う希望があった。

これは、集団コースと云う技術水準およびそれぞれ研修員の専門分野の異なる色々の国々からの研修員を一同に集めて研修させると云う集団研修コースの難しさがあるにせよ何らかの工夫が望まれると云う

希望が大使館員および派遣専門家から主張された。この点については特に農業・漁業関係の専門家が主張された。

しかし、海運の専門家は（特に造船関係で）高く評価し、造船コースの割当を1名からもっと増やしてくれる事を切望していた。

b. 学位取得の問題

O T C Aベースの研修システムでは日本の制度上の問題で学位を与えられないのが現状である。これは研修員にとって非常に魅力のないものになっていて、アメリカ、英国等に優秀な研修員が流れてしまいう一因となっている。

c. 研修員の語学力の問題

集団研修コースでは、英語の出来ることを条件に受け入れているはずであるが実際にはそうでない者もあり、研修のスピードおよび効果に支障をきたしているのではないかと放送専門家より指摘があった。

d. 研修員のフォローアップ

帰国研修員のフォローアップとして巡回指導班の派遣および機械供与の充実が望まれる。機材供与については医療関係が比較的多い。

e. カウンターパートとしての研修員受入の問題点および依頼事項

イ. 研修員受入要請後かなり日数が経過して受入れる等の受入のタイミングの悪さが感じられる場合がある。（大使館より）

ロ. 造船関係では中堅の職長クラスの受入れをまとめて望む。

海運関係の専門家はオランダとの競合関係が強いのでオランダチームが専門家と研修員の受入れの一体化に重点を置いた協力体制をとっているので専門家派遣と合わせて研修員の受入増を強く望むとのことであった。

f. 第3国との研修員受入実績比較（総理府技術協力調整委員会）

総理府技術協力調整委員会コロポプラン担当課長に面談し専門家と研修員受入のバランスを望むと云う希望があり、各国の研修員受入実績は下記のとおり示めされ、日本への研修員の増大を要望された。

（1972年1月1日より1972年12月31日までの実績、専門家の派遣実績は専門家の第3国との比較の項参照）

オーストラリア	260	カナダ	12
イギリス	92	デンマーク	9
アメリカ	183	ノルウェイ	6
ドイツ	66	インド	4
日本	128	スイス	4
フランス	39	エジプト	5
オランダ	120	イタリア	5
ベルギー	20	パキスタン	2
ニュージーランド	20	オーストリア	1

2 専門家派遣事業

一般事項

インドネシアに対する専門家派遣は、昭和48年1月末日現在、日本語、灌漑、河川浚渫、海運、肥料、流通、砂防、河川、放送、電力、ガス、統計学、農業、土木、経済開発、海事、金融、港湾工学、陸運、造船、TV技術等の分野において約80名の専門家を派遣している。対開発途上国に対する専門家派遣数では今やタイ国をしのいでインドネシアが最多数となっている。

この専門家派遣について総理府技術調整委員会が行っている業務としては専門家、調査団員の一般的事項（学歴、年齢、職歴等）についてチェックし専門的事項（技術のレベル、技術的経験等）に関しては各省の原局でチェックすることとなっている。

本調査においては別項のスケジュールのとおりバベナス（国家企画庁）総理府技術協力調整委員会、公共事業省水資源総局、情報省、海運総局、陸運総局、中央統計局およびバンドンの日本語、灌漑、農業土木、クデリの砂防専門家等から意見交換と実情聴取を行った。

要検討事項

これらの調査を通じて全般的に云えることは

- a. 専門家の帰国後のフォローアップの問題
- b. 専門家の語学力の不足
- c. 専門家の年齢（高令すぎたり，若年すぎたりする点）
- d. 専門家の地域社会への融和性の欠如
- e. 携行機材の問題点
- f. 専門家の住宅および待遇の改善等があげられる。

上記 a b c d の項については，技術協力調整委員会でも指摘されているように専門家の帰国後のフォローアップは研修員の受入れ専門家の巡回指導班の派遣，その他何らかの方法によりひきつづき援助を強く希望すると云うものである。専門家の語学力の不足については，語学にハンディを感じるためか積極性にかけるので第三国の専門家と比較した場合かなり不利な点となっている。

専門家の年齢の問題は農業省農業総局次長からも60才程度の専門家やあまりにも若すぎる専門家が見られるので，被援助国として多少不安を感じる場合があるとの評価であった。

専門家の地域社会への融和性の欠如は語学のハンディに起因する面も多分にあると思われるが，やはり専門家の職務達成にはある程度の社交性が必要と思われる。ただA I Dの担当官にこの点について質問したところ，自宅のパーティにインドネシア人を招待しても招待に応じる者は極めて少なく同じ悩みを持っていると云われたのは意外であった。

eの携行機材の問題についてはじん速な手配を望むと云う事がかなりの専門家の中で強く要望があった。特にコピー，タイプライター等の事務用機械およびそれに付随する事務用品等は専門家の赴任後すぐ必要なもので手続面の改善等により善処を望むとのことであった。

fの専門家の住宅および待遇の改善についてはインドネシアの住宅事情の悪さのため着任後の住宅捜しの困難さのため住宅資料の充実を計ることおよびアメリカ，オーストラリア等の国々と比較して待遇の改善希望の要望も多少聞かれた。

A I Dの担当官に専門家の待遇について質問したところでは大学教授ク

ラスの専門家で平均年US\$20,000程度とのことである。

第三国との専門家派遣実績

(1972年1月1日より同年12月末日まで)

オランダ	112	ドイツ	100
オーストラリア	76	日本	80
イギリス	38	フランス	37
ニュージーランド	28	カナダ	39
ソ連	10	スイス	2
アメリカ	63	ベルギー	23
エジプト	18		

(出典；総理府技術協力調整委員会)

以上が専門家派遣事業における今後の検討事項として聴収したが、次に各専門家チームごとに活動現況および問題点等を取り上げてみよう。

(1) 海運チーム

a. 一般的事項

インドネシアにおける海運関係専門家派遣協力は、昭和48年3月末日現在小野泰信氏をリーダーとして海運政策の計画、船舶修理、造船、沿岸無線、海事金融、港湾工学の各分野に専門派遣を行っている。

インドネシア共和国は周知のとおり世界最大の多島国でありジャワ島を中心にスマトラ、バリ島、スラベシ、カリコンタン等主要な島々を結ぶ交通は高度に海上輸送に依存しているのが現状である。

従来、1957年のインドネシア政府の対オランダ強硬措置がとられるまでオランダ船会社KPMがインドネシア内航海運の大部分を独占していた。

その後、政府は中古船の購入備船等により国営民放会社の育成にあたっているが船舶の不足、技術能力の未熟さから内航運送能力が極度に不足している。

こう云った実情の中で上記アドバイザーチームがインドネシア海運

総局に派遣されているが赴任当初オランダと日本の任務の重複のため混乱があったり、海運総局における身分の不安定等の問題があった。特にオランダ大使が訪問して来て日本がビッグマニー (Big Money) を投入しあまりかきまわしてくれるなど云わんばかりのコンプレインを出す等のトラブルも見られたが分担範囲の話し合いにより一段落した等の経過もあり、1972年5月からステータスがはっきりして来た。

技術協力の難しさもさることながら第三国との関係の調整等の必要性が感じられた。

内航は長期計画をオランダが担当し、その他を日本が担当しているがそれぞれかなりの実効を上げていると考えている。

船舶の不足については60%が老朽船であるので、これらを修理するのが第一次目的であり、第二次、第三次計画として世銀の融資により、これらを新造船に変えていくのが目的であるがまだ資金にもとづいた造船計画まで行っていないのが現状である。

造船技術の協力と合せて研修員受入事業の項でも述べたように研修員受入を最後の仕上げの意味で強く要望があり、特に造船部間では日本での研修効果が上っているとの評価があった。

沿岸無線は現在オランダチームが引き上げてしまったので、小泉専門家が任務全部を担当しているのが現状である。

b. 検討事項

上記専門家から特に今後の善処を望むとして要望された点は下記の二点である。

イ. 携行機材の到着遅延

予算的な問題があるにせよO.T.C.A側に事前に必要と見込まれる携行機材を購入しておいて必要な時に直ぐ持ち出せる等の方法を検討されたい。

ロ. 研修制度

研修員割当数の増加、又コースの設定にあたっては毎年1～2名を割当ててのではなく3～4年に1回とまとめて数人を受入れる方

法等を是非考究されたい。

(2) 水資源専門家チーム

a. 一般的事項

公共事業省水資源総局には、砂防、河川、灌漑、河川しゅんせつの専門家が派遣されている。

公共事業省と農業省の関係は農地まで水を運ぶ幹線水路は公共事業省で、それより先の枝線水路は農業省の管かつと云う区別になっている。

公共事業省は農業省と比較して事務面その他においてかなり近代的であり、物事がスムーズに進行する傾向があり、その点専門家にとって仕事がやりやすいとの評価があった。

専門家の当局に対するアドバイス方法としては、プロジェクトに基づくものは総局長に対し、その他のものは局長に対し助言を行っている。

水資源総局の組織面については各国の援助調整を行っている計画企画部に日本のアドバイザーが入っていないので業務拡張の点から見た場合かなりマイナス点となっている。

灌漑部門については、今後の目標としてスラウェシのLuo平野の灌漑はオランダが行うこととなったので南スラベンのテンベ湖が水資源の総合開発として有望ではなからうか。

b. 要検討事項

イ. 専門家の赴任に際してインドネシアの現状の認識の低さ

オリエンテーション資料の充実等が望まれる。

ロ. 携行機材の機種を選択

携行機材の故障の場合、インドネシアに代理店を持つメーカーのものが望ましい。

(3) 水産チーム

a. 一般的事項

ジャワ島における水産物の技術改良の要請のもとに、赤井団長他2名の専門家が1972年より2年間の任期で派遣されている。

着任後の業務として水産市場の調査を行ない市場の狭さ古さ等色々の問題があるのでまず市場の改善点に着手。

改善点については、インドネシア政府の根本的な賛成を得た。

着眼点としては市場と漁港を結びつけて考え、食料品の中でも水産物に重点を置き、本年度はジャワ島の東部、中部、西部にわたる3回の調査を実施し3月にファイナルレポートの提出を行った。此の経費は、インドネシア側により支出された。

又、来年度においてはスラウェシの水産事情を調査する計画である。

又、流通改善、特に加工品の流通改善が必要と考えられるので乾燥機を機材供与としてO.T.O.A側に申し込んでいる。

以上が業務経過として聴取した内容であるが、インドネシア政府より検討事項として提出されている事項は下記のとおりである。

b. 要検討事項

- ① 漁業交渉の点について日本側の意見
- ② マグロのプロジェクトの協力の可能性
- ③ 養殖についての要請
- ④ 供与機材の要請（4,000万円程度）

内容はコールドチェーンの確立であるが、これはインドネシア水産事情から判断して、まだ時期早尚であるので、それにかわるものとして乾燥機（約2,100万円程度）にふりかえる考えであるとの意向であった。

(4) 放送チーム

a. 一般的事項

情報省に竹ノ谷団長他4名の専門家が派遣され、アドバイスにあたっている。

これら諸専門家から聴取および意見交換をしたところによると、まずインドネシア側のニーズの点で本チームの重点協力方針として企画部間にウェイトを置いているのに対し、インドネシア側はプロジェクト援助を望んでいるようである。

インドネシアの放送事情から判断し企画部間に重点を置くべきと提言してもなかなかインドネシア側に理解してもらえず、やはり最新の施設、設備等がインドネシア側にとって魅力を感じられるのは理解出来るとしても、援助ニーズの面で多少ギャップがあるように感じられた。

インドネシア政府は政治的配慮からマスコミを握ると云うことで、インドネシア全体にわたるテレビ網の拡充を希望しているが、現状から判断すると外債にテレビ網を拡張するのはほう大な資金を必要とするので、まずジャワ島における整備拡充が聴取料収入等の将来性から考えても先決であろう。

インドネシアにおけるラジオ放送の特色としては、地方に放送局が分散して、それぞれの局で別々に番組編成を行っている。従って全体として統一性がなく、その番組内容も音楽等娯楽番組がほとんどである。

第三国の援助については、アドバイザーではオーストラリアが強力であり、その他西独等の援助機械が入りまじっている。

特に西独は自国より機械をもって来て技術者に教える等の援助方法を取り来年、1974年にはテレビの研修センターの設備拡充を計る予定なので、今後、西独の援助が強くなりそうである。

技術援助方法としては、アドバイスのみで機械設備等も合わせて協力しないとなかなかインドネシア側に受け入れられないのではなからうか。

b. 要検討事項

イ. 日本における研修コースには、現在のところラジオコースがないので要請中である。

ロ. 援助方法としては、西独の研修センターのように専門家によるア

ドバイスと研修との一体化した方法がベターではないか。

ハ. 研修の必要性

トランジスター等の新しい機械がインドネシアに入ってくるが、それをこなせる技術者がいない。

ニ. 巡回指導班の必要性

毎年1～2カ月の巡回指導がフォローアップとして望ましい。

(5) 医療専門家

医療関係の専門家派遣は、西ジャワ中央総合病院、インドネシア大学、パジャジャラン大学等においてなされて来たが、特に東京女子医大心臓外科の榊原教授と結核研究所塩沢副所長による公開手術が好評であったとの評価があった。

今後の協力方法として予算面、人材面等の制約もあろうが、農業プロジェクト、その他各種プロジェクトを実施している地域への一体化した協力方法が望ましいのではなからうか……………。

(6) バベナス専門家

a. 一般事項

予算の査定権を有し、外国援助の交渉の窓口となっている。

BAPENAS には、日本よりアドバイザーとして飯田氏1名が派遣されている。

外国人アドバイザーとしては、ハーバートグループ等、多数の外人アドバイザーが入っているがあまり効率的にインドネシア側に活用されていないのが現状である。

また、アドバイスをを行ったとしても、ほとんどリアクションが見られず、今後のバベナスの運営につき悲観的な見方を同専門家はとっていた。

b. 要検討事項

1. インドネシアの経済成長率は、ここ数年間実績7%であるが、これは過去の活用されていない援助の活用のためで将来この成長率

が維持されるかどうか。

ロ. 国際収支は輸出入で、とんとんかあるいは多少プラスと云ったところであるが、運賃等のサービス部間の経常収支の大幅な赤字が見だつ。

ハ. 高金利の問題

1年定期で18%~24%の利率であるが、これは製造業その他の工業発達を阻害しているのではないか。

また、国民意識として将来の価値をあまり重視していない傾向があるので高金利にしないと貯蓄しないと云う問題がある。

ニ. 工業統計がばらばらで不明である。

ホ. 1974年より開始される第二次五カ年計画の進展が全然見られない。

ヘ. インドネシア人の参加のない経済成長である。

品物やホテル、経済計画等すべて外国人に依存している。

ト. 最近、近代的なホテルやビルがずい分建てられているが、パブリックトランスポート等においても古いバスがほとんどでゆがんだ経済成長を感じる。

第一次五ヶ年計画は、1973年度で終了し、来年度から第二次五ヶ年計画の特色は雇用促進をもたらす工業化政策と成らんで農業重視政策の継続に重点を置いた方向で進んでいることである。第一次五ヶ年計画は食糧増産が第一の重点であったので比較的単純であったとも云えたが、第二次五ヶ年計画は多様化すると考えられ握みにくくなるものと思われる。

(7) 統計専門家

中央統計局に日本より1名の専門家が派遣されている。インドネシアにおける統計は戦前のものはオランダの技術によりかなり資料が整備されているが戦後の混乱期のものは不整備である。同氏より指適のあった要検討事項は下記の二点である。

1. カウンターパートがはっきりしない。

2. 国家企画庁 (B A P E N A S) との関連性が少ない。

(8) 陸運チーム

47年度2名の専門家がインドネシア運輸通信省陸運総局に派遣されている。

陸運分野では西独の援助色彩が強いが、日本もディーゼルカーを主体とした車両整備を中心にインドネシア国鉄に対するアドバイズを行っている。

この2名の専門家から提出された検討事項は下記のとおりである。

a. 専門家の住宅問題

着任後の住宅探しに相当の日数と労力を要する。

b. A i フォームの入念な検討の必要性

特に国内旅費等ローカルコストの条件をはっきりさせるべきだ。

c. 緊急を要するプロジェクトの手続方法の確立

専門家からO T C Aに質問した場合、指示回答等を早く返答されたい。タイミングを失することにより第三国にプロジェクトを奪われることとなる。

d. 待遇問題

専門家の給料等級に納得のいかない点があるので明りょうな返答を希望。

以上の四点を聴取したまま記入したが、このチームについては任期が1年となっている関係上、住宅問題等で落ちついて生活することに困難性があり専門家の任期は最低2年が必要と考えられる。

3. プロジェクト関係

a. 一般的事項

(1) 西部食糧増産プロジェクト

インドネシア政府は国内の食糧自給の達成、米の輸入解消などを目的とした食糧増産計画、すなわちB I M A S計画を第一次五ヶ年計画の最重要政策として実施している。

日本はインドネシア政府の要請を受けて

(I) 1.086 ha という特定地域への改良稲作技術に関する

Package application を目指すチヘア農村振興計画,

(II) 西部ジャワ洲の主要米作地域7県に対する初歩的な改良稲作技術の普及を目指す普及農場計画および上記(I)および(II)に必要な人材を育成するため教育訓練計画に対する協力を行なっている。

協力方法としては稲作全般のモデル開発と普及員の増員および育成農業普及事務所を通じて一般農民の段階にまで届くような地域普及活動により、このプロジェクトを推進しているのが現況である。

食糧増産は上記のとおり、第一次五ヶ年計画の重要政策であるが100%の目標達成が出来たので工業部門への移行が必要であると云う評価が一部にあったが、今年の干ばつにより大幅に食糧不足になるなど、まだまだ農業部間重視政策の必要性が強く第二次五ヶ年計画においても農業部間の強化を除くわけにはいかないだろうと云うのが大方の見方であった。

また、食糧増産の目標設定については、干ばつ等気候的な要因による凶作や今までキャッサバ、とうもろこし等を主食にしていた潜在部門の者が食糧増産とともに米の主食に移行する傾向があるので人口政策と合わせた検討が必要であろう。

今回の調査は時間的制約もあるので、ボゴールムアラの試験地を中心にシンダンボランエクステンションセンター並びにドラマガおよびパンタルカンピレの各デモンストレーションファーム等を視察し専門家から実情聴取を行った。

b. 要検討事項

一般的に云えることは

1. 基礎知識段階における教育の必要性。

インドネシア国においては児童の就学率の低さとも関連して文盲が大多数であり、知識、技術等を受け入れる基盤が出来ていないため、日本人専門家もその指導に困難を感じる場合がある。これは農業技術を末端の農民にまで浸透させる目的のためにはかなりむづかしい問題

であり農業協力のみならず教育面の協力の充実の必要性和せて考える必要がある。

c. 日本の最新技術の導入について

初めて専門家がインドネシアに赴任する場合、やはり最新の技術導入をして最大の効果を上げようと近代的な農機具等の使用を考え熱意にもえて活動するわけであるが、やはりインドネシア農民の経済事情、農業事情、教育事情を理解するにつれて、新しい技術の導入について、その良否は別にして、疑問を感じる場合があるとの声もあった。

例えば、機械化の導入により省力化を計っても農業人口の多いインドネシアでは、その余剰労力の他の部門への移行の問題が生じて来て、むしろ省力化は現在の雇用機会の少ないインドネシアにおいてはマイナス効果となるのではなからうか……。

b. 長期にわたる協力期間の必要性

1974年度における協定の満了后いかなる形態でフォローするか、今後最大の問題である。

e. 専門家の子弟の教育問題

専門家が辺地に勤務する場合、子弟の教育が専門家にとって大きな悩みとなり優秀な人材の派遣にも影響があるのではないか。

以上を検討事項としてあげたが、次に参考までにピンタルカビレデモンストレーションファームにおける食糧増産の普及活動を次のような表を作成し加入農家の田んぼの前に表示していたので、一例としてあげておく。

作 付 月 日	4 JAN 1973		
構成農家および耕作面積	15戸 3ha		
田 植 月 日	5月上旬		
農 家 番 号			
1.	4,000 m ²	6.	1,400 m ²
2.	1,100	7.	1,300
3.	3,700	8.	1,700
4.	1,700	9.	1,500
5.	1,500	10.	1,000
		11.	2,000 m ²
		12.	500
		13.	1,500
		14.	2,000
		15.	5,625

(2) 農業研究プロジェクト

開発途上国に対する農業協力事業を効果的に実施するためには、日本が湿帯地域に位置している関係上、基本となる熱帯農業に関する研究が特に必要性を生じてくるため農業研究協力が実施されることになり西部ジャワボゴールの農業省農業総局中央農業研究所に対し専門家派遣と必要機材の供与を行っている。

このプロジェクトはまだ発足以来歴史が浅いが昭和46年度に軽合金網室施設4棟が完成しているので、この施設の見学とすぐ近くのオランダの網室施設の見学を行った。日本の施設はオランダのそれと比較するとなかなか立派なものであったが、オランダ施設と形態がほとんど同じで背中合せになっている関係上競合関係が感じられ、又、業務上の重複等の問題があるのではなからかと思われた。

(3) 東部ジャワメイズプロジェクト

a. 一般的事項

このプロジェクトはメイズプロジェクト増進のための農業技術の改善について農民に助言を行うことおよび輸出を目的としたメイズの品質改善（乾燥、加工、貯蔵、格づけ等）と流通機構の合理化のための助言を行っている。

- 具体的には
- ① 品種の地域適合試験
 - ② 種子生産
 - ③ キーフーマー（Key-Farmer）およびカウンタパートの養成
 - ④ 日本、インドネシア間のメイズ貿易の促進等である。

本プロジェクトについて、パラウイジョセンターにおいて福里、河内、広瀬各氏等の専門家より、意見聴取を行ないメイズプロジェクトのデモンストレーションファームであるシンゴサリオおよびクデリの各農業協同組合事務所および倉庫、作業所等の現場視察を行った。

b. 要検討事項

1. 品種の地域適合試験については最初の協定には実施するようになりたわれていたが、建前として試験研究はボゴールの中央農研に限られるため、このセンターにおける研究はインドネシア側に禁止されているため表面的には研究活動が出来ないと云う問題がある。

メイズ生産の増大を計るためには、①優良品種の育成と ②肥料の使用の二点が柱になるが、上記の問題点は優良品種の育成と云う点で大きな支障となっているのではなからうか。

また、肥料の使用についても1963年をピークとして東部ジャワのメイズ生産が下降線をたどっていたが、これも連作障害と有機物の施肥が少ないのが主な原因であると専門家から指摘があった。これには農民の経済的な理由から来る肥料の購入のむづかしさがあるのではなからうか。

2. 雨期における収穫の問題

雨期の収穫には腐敗の問題が生じるが、これは過去において収穫の50%が腐敗すると云った例もあり、気候的に1年を雨期と乾期に二分されるインドネシアに合った乾そう方法を検討する必要がある。

また、日本から供与された乾燥機がインドネシア側の予算の問題からか雨もれのする簡単な小屋にすえつけられていたのには驚いたが、やはり供与機材に対するインドネシア側の十分な予算かく得も確約させる必要がある。

- c. 農機具使用の技術訓練の必要性

研修員の受入れになるが、こういったプロジェクトベースの研修員の受入れの最優先に配慮を払う必要性が感じられた。

- d. 輸出面から見た品質規格の必要性

メイズの品質規格がまだ定まっていない点とその技術者もまだほとんどいないのが現状であり、将来の輸出の増加を計る場合、その充実が望まれる。

e. 協定終了後の問題

この協定が、1974年に満期になるが、それ以降についてもマーケティングと加工に重点を置いた援助をインドネシア側が希望していることとメイズのみならず他のSecond Cropの育成に対する援助を希望する旨インドネシア政府より出されている。

IV スラウェシについて

1. 概 況

スラウェシ島は面積約189千平方キロメートル、イ国総面積の約10%を占める。我が国の本州の約82%に相当する。

行政的には北、中央、東、南の4州に分かれ、北スラウェシ州および中央スラウェシ州の一部は北半球に位置している。

2 現 況

スラウェシ島は、その80%が概略の地図化が終了し、本年度から詳細地図化を行うべく計画している。

スラウェシ島の産業としては、農林、水産業が中心であり、他に鉱業等がある。

農業一般としては、1966～72年は、そのリハビリテーションの時期であり、73年以降をその開発の時と考えている。

南スラウェシ州として、最も関心を抱いているのは、州中央部の米作地域であり、これをテンベ湖(13万ヘクタール、我が国の霞が浦と略々同面積)を中心として開発を進めようとするものである。

即ち、テンベ湖に流入する河水の洪水調節・貯水・発電等の分野で開発を行い、かんがい工事を起して稲作農業を振興し、また、養魚事業をも発展させようとするものである。

之等に加えて、山岳地帯の比較的低温のところでは養蚕業を、沿岸におけるエビの養殖等を含む水産業の開発等、多くの計画を有している。

これら多くのプランを有するスラウェシ農業の開発のため、オランダの援助により"東部インドネシア農業研究センター"を本年度よりマロスに開設することとなっている。このセンターの主目的は病虫害に強い適性品種の稲を研究育成し、その普及を図ることとなっている。

3 スラウエシへの国際機関および第3国の援助

国際機関或は第3国の援助としては、前記オランダの援助の他に、世銀、

FAOおよびオーストラリアが畜産事業について調査を行い、AIDは山岳地帯における農業教育のための teaching staff 派遣に関して調査中である。

また、農業開発のためには、技術を持った農民乃至は指導者が必要とされるので、農業訓練センターの設立をも希望していた。

4. 今後の方向

最も重要なポイントは、イ国の開発においてスラウェシが如何なるプライオリティを占めるかである。また、スラウェシの開発はスラウェシ自体の開発に止まらず、東インドネシア全域（西イリアンまでも含めての）への開発の進展のバロメーターとなるとも云えよう。ウジュン・パンダン は単にスラウェシ島の中心地であるのみならず、東部インドネシア8州（イ国全体は行政的には26州に分れている）の人の交流、物資の集散の中心地の性格を有している。

しかし、イ国における開発のプライオリティとしては種々の意見がある。

即ち、イ国農業省は、ジャワ島を第1優先とし、第2の開発プライオリティとしてスマトラ……就中、北スマトラを日本の協力による新規開発期待地域として考えている。というのは、スラウェシについても、日本その他如何なる国に対しても開発についての制限を設ける意図は無いものの既に多くの国が援助に乗り出しているので、今更、日本が進出するには及ばないのではないかとの考え方である。

また、UNDPは、スマトラをジャワに次ぐプライオリティと考え、スラウェシについては "not high priority" であるとしている。というのは、スラウェシ地域は人口も比較的少ないので、開発による波及効果があまり期待できないからであるとしている。

他方、AIDはスラウェシの農業について、調査の結果、長期的にみればポテンシャルを持っていると考え、先づ農業教育のスタッフ派遣を計画中である。

要之、スラウェシにおいて、既に実施した開発援助は、これをフォローして発展させて行くことが必要なのは勿論のことであるが、今後スラウェ

ンをジャワに次ぐプライオリティをして、我が国の開発協力の主舞台とするか否かは、なお調査検討を俟た後に決められるべきものとする。

V 国際機関および第3国の技術協力について

I. UNDP

- (1) UNDPの援助の主力は、イ国の第1次5か年計画に則して、農業部門に置かれている。

即ち、農業のプランニング部門の強化を最重点とし、ジャワおよび南スマトラで水資源の調査を行い、その他プロジェクトの経済調査およびカウンターパートの訓練を実施している。

また、ジャワについてみれば、漁業を重要視し、これに関連するプロジェクトも計画している。また、カリマンタンについては、林業を中心に考えている。

スラウェシについては、前述したとおりである。

- (2) 農業部門に次いで教育部門を重視している。即ち、ユネスコを通じて財政援助を行い、次の各プロジェクトを推進しつつある。

- a. 公務員の訓練・開発
- b. 各レベルの学校における適正なカリキュラムの作成
- c. 教育センターの設立
- d. 小中学校の教師の養成
- e. 地方における開発学校 (Development school) の設立。

この開発学校においては次の訓練教育を行う。

- ・農業機械の操作訓練
- ・農業実習訓練
- ・その他農業に必要な訓練

(カナダは、教科書作成に援助を行っている)

- (3) 農業、教育に次ぐ重点として

- ・ General infrastructure
- ・ Industry and trade
- ・ Communication

(含 highway and transportation)

を考えている。

これ等各部門の予算比率は、おおよそ次の如くである。

農 業	50%
教 育	10%
general infra	10%
Industry and trade	10%
その他	20%

(4) UNDPは、これらのプロジェクトを実施するに当り、多くの既開発国から専門家を選任している。日本から選任された専門家は概して英語力が劣るとのことであった。

しかし、専門家の機材には日本製が多い由。

専門家の派遣期間は6カ月～3カ年であり、コンサルタントを依頼する場合には2週間程度のこともある。

専門家の宿舎については、専門家自身が宿舎を見つけ、UNDPが3年間前払いし、専門家は毎月UNDPに弁済することとなっている。ジャカルタについて云えば1カ月\$US400～\$US500を平均家族で支払っている。

(5) 研修員については、毎年約50名を援助供与国において研修させている。

(6) UNDPが上記の各事業を実施するにあたり、その実施そのものだけでなく、その後続くフォロー・アップが重要な問題だと考えているが、それを十分ならしめるため、次諸点にウエイトを置いている。

- a. 予算措置を、後続する年度においても、継続して確保すること。
- b. カウンター・パートの自立自助を援助すること。
- c. プロジェクトを継続発展させるプランニングについて重点的に指導・援助すること。

(7) ジャカルタにおけるUNDP事務所の構成は、総合計画分野18名、農業分野8名、運輸分野7名、工業分野14名、教育(計画)分野15名、パベナスへのハーバートグループ3名の専門的スタッフと約50名の現地備人とから成っている。

2 A I D

(1) A I Dがイ国で実施しているプロジェクトの第1プライオリティは農業である。これはもちろん、イ国第1次5カ年計画の食糧増産最重視の政策に沿うものである。このプロジェクトのため1973年度においては、約\$US184万の予算を以て、次の如き具体プロジェクトを推進している。

a. 一般的農業援助(約\$US67万)

先づ、農業振興の管理、組織、業務執行の強化に努力し、具体的には、米の流通調査を行い、また、TVA(Tennessee Valley Authority)のコンサルタントによる肥料流通の指導、訓練をも行った。

これらと並んで、上記に必要な商品援助をも若干行った。

b. 農業研究調査(約\$US16.5万)

このプロジェクトは、イ国における食糧についての効果的な研究調査能力を開発することを目的としている。

特に、稲作、研究統計、多毛作を重点テーマとしている。

このため、フィリピンにあるIRRI研究所と契約し、また、日本、オランダ、フォード財団の協力をも得て推進しようとしている。

このプロジェクト実施のため、先づ4人の専門家と1人の農業経済学者を派遣して、ボゴールのイ国中央農業研究所と共同で作業を進めつつある。

c. 高度農業教育(約\$US100万)

イ国内にあっては、ガジャマダ大学(在ジョクジャカルタ)およびIPB(Institute Pertanian Bogor)を中心拠点として、それらを卒業した若手の農業科学者の育成を強化しようとするものである。このため、ガジャマダ大学には2人のアドバイザーを、IPBには所長と副所長とを派遣している。

一方、米国内にあっては、中西部の大学と契約を結び、研修員に対して高度の農業教育を行いつつある。これらの中西部大学はイリノイ、インディアナ、ミシガン、ミネソタおよびウィスコンシン各大学であ

り、この契約組織をMUCIA (the Midwest Universities Consortium for International Activities) と称し、毎年約60人の研修員を研修している。

これらに加えて、短期間の専門家を派遣して、特定地域のセミナー、研究のカリキュラムの援助等も行っている。

(2) AIDで実施している一般的研修員訓練について

開発についての新しい構想と理解を与えるため、大学卒業生への教育と技術の訓練を行っており、1951年以来5,000人以上の帰国研修員を有し、それらの大部分はイ国の開発に重要な役割を果たしている。

イ国から米国へ研修員を送るに当っては、英語の試験をreading, understanding, conversationの三点について、2回の試験を行う。

この試験に合格し、研修員に選抜された者は、米イ文化センター(在ボゴール)またはIKIP (English conversation school) において6カ月の英語訓練を行った後、米国へ受け入れる。

米国内における受入れのシステムは次のとおりである。

a. Academic training

イ. degree を与えるコース

大学において教育する研修期間は3~6年、前記MUCIA計画は之に属する。

ロ. degree を与えないコース

技術の訓練を主とする大学において6週間教育し、その後研修旅行を行う。

このコースのため各大学は特別の研修教科を作っている。

b. Observation を主とするもの

農業省等が特に力を注いでいる。

(3) フォロー・アップについて

このことのため、先づ主要なプロジェクトをとり出し、その基本計画の方向をコントロールし、必要ならば、機材・文献をも供与することゝしている。そして、このためのチェックを毎年行って次年度へ更新して

いる。

フォロー・アップを十分に、かつ、効果的に行うため、今後も上記の点につき、一層の努力を傾注する必要があると考えている。

(4) AIDとしての反省

- a. プロジェクト数が多過ぎると思われる。
- b. 業務の実施が非弾力的になりつつある。
- c. AID派遣の専門家も亦、イ国の地域社会から孤立している感がある。

これらの他、種々の要素を総合して、エバリュエーションを行っている（付録資料の check book for evaluation を参照のこと）

3 オーストラリア

- (1) オーストラリアの技術協力は、大きく分けて、プロジェクト援助と非プロジェクト援助とがある。

プロジェクト援助としては、水資源関係と Telecommunication 関係とに主力を置いている。即ち、水資源分野に55名、Telecommunication 分野には27名の専門家を派遣しており、また、その他のプロジェクトに33名の専門家を派遣中である。

非プロジェクト援助として、技術教育協力をバンドンで行っている。

- (2) 専門家の待遇としては、住居手当として1カ月平均約\$US400を支給しており、休暇は生活環境の悪い地域の者を優先的に考慮し、マレーシアのベナン、シンガポール等への年間5週間の休暇を与え、これらの往復航空賃は公費負担としている。

また、専門家として赴任後1年経過すれば、1時帰国休暇が与えられる。

- (3) 研修員の受入れについては、年度頭初に政府・民間それぞれの関係者で受入れの協力会議を持ち、研修員受入先、受入人数等の枠組みを作っている。受入先は殆んど Voluntary を原則として、研修経費はあまり支払ってはいない。

受入れの態様としては、scholarship と fellowship に大

別される。

scholarship の分野では、大学において学問的な研究を行い、
fellowship の分野では基礎技術的な集団研修コースを実施してい
る。

集団コースは年間 23～25 コースである。

受入れの時期としては、5月1日～9月30日の冬季が最も多く（昨
年実績124人）、次いで中間季（85人）、最も少いのが夏季（62
人）となっている。

VI 結 語

1. イ国における技術協力の今後の重点分野

(1) 農 業

第1次5カ年計画において、食糧自給の体制は目標達成に近づいたものの、第2次5カ年計画においても、工業化政策と並んで食糧の完全自給が主要な目標となるものと思われる。

この食糧増産は、イ国の経済開発の基盤をなすものであるので、総合的な農業の開発が今後の技術協力の第1プライオリティとなるべきものと思料される。

もちろん、この農業開発は、稲作を中心として、メイズ・水産の分野においても開発が推進されなくてはならない。

また、カリマンタンにおける林業も外貨獲得の観点から開発を進めるべきであろう。

これらの農業開発推進のため、現在ジャワにおいて実施中の西部食糧増産、東部メイズ増産等のプロジェクトは来年度における協定満了後も引続いて有効なるフォローアップがなされる必要があり、ボゴールにおける研究協力も今後の着実なる推進が期待される。

ジャワ島以外の地域におけるプロジェクトとしては、ランボン・プロジェクトも、今後長期的視野に立つての展開が望まれることは云うまでもないことであるが、農業協力全体として、次のプロジェクトをジャワ以外のどの地域 — 即ち、スマトラかスラウェシか — に重点的に展開して行くかについては、前述の農業総局等の意見をも踏まえて、十分な検討を経て決定されねばならない。

(2) 家族計画

イ国は、世界で第5位の人口を有する国であり、1930～60は毎年1.5%の人口増加率であったが、現在は2.6%である。因みに世界の平均は2%である。

1970年に家族計画調整局が設立され、また、WHO、世銀の調査団が勧告を行う等、漸次諸施策が構ぜられつつあるが、高い人口増加率

が経済成長へブレーキをかけることとなるので、1人当り国民所得は約\$US70～\$US90と低迷して、世間の最も低い水準の一となっている。

この人口増と経済成長との悪循環から脱け出すには、今後相当の年月を要すると思われるので、家族計画の推進は今後ますます重要な課題となり、長期的な努力が必要とされる。

(3) インフラストラクチュアの整備強化

第1次5カ年計画の期間中においては、インフラストラクチュアは主としてリハビリテーションの段階であったと云えよう。しかし、分野によっては、そのリハビリテーションも十分に行われたとは云えないものもあり、今後の精力的な実施が必要とされる。

第2次5カ年計画においては、工業を振興させ、雇用の機会を増大させる限りにおいて、このインフラストラクチュアの整備強化が、第2次5カ年計画の基盤の重要な柱となるものであることは云うまでもない。

このために、今後相当量の外国からの技術協力なくしては達成できないものであり、この分野における我が国からの技術協力も飛躍的な拡大強化が切望されるものである。

2 提 言

(1) 今後の技術協力の重点地域について

日本の技術協力は、現在、ジャワ島を中心地域として展開されており、これは又イ国政府の意図と合致するところであり、現時点においては妥当と考えられる。

今後は、第2次5カ年計画の進展にともない、漸次外領にも相当の開発のウェイトが置かれるものと推測されるので、日本として、次の技術協力の主たる展開地域を何れの島にするか重要な問題となる。

ある人は、スマトラ、カリマンタン、スラウェシ各島のうち、ジャワ島に比較的近接した地域を各島それぞれに開発されることになるうとの説を唱えている。

しかし、開発を効果的ならしめるには、重点をしぼって実施するのが

最善であることは当然のことなので、上記の3大島のうち何れを最優先として考えるかが、第1の課題である。

このとき、西イリアンは、資源の賦存状況も未だ明確でなく、将来の展望も流動的なので、技術協力の次段階の舞台としては登場して来ない。

スラウェシ・カリマンタン・スマトラの各地域を開発するに当たっても、第1の優先分野としては農業となり、それを囲ってのインフラストラクチャが併行すべきものと考えられる。

こゝにおいて、現時点での既開発状態、— 例えば、南スマトラのランボン、ウジョンパンダンの職訓センター — 今後の開発効果の早期顕現化等を考慮し、また、イ国農業省その他関係機関等の意見をも勘案すれば、スマトラかスラウェシかの二地域にしぼられて来る。

イ国農業省は第2次5カ年計画において、北スマトラの農業開発を最優先に日本に協力依頼をしたとの意向を有し、スラウェシ島は既に、オランダ、米国、オーストラリア、世銀、FAO等が調査を始めているので、日本には依頼する必要を認めないとのことであった。

しかし、南スラウェシ州の農業部は稲作農業について既開発国の中では日本が最も農業条件において近似しているので、日本の技術協力を要望するとのことであった。

UNDPは、ジャワ島の次にはスマトラ島を重視し、湿地帯の農地化等農業プロジェクトの他にも道路・港湾・通信等種々のプロジェクトが考えられるとして、スマトラを優先的に考え、スラウェシは人口も少ないので、開発してもその波及効果の小さいことを理由として、さほど重視しないとのことであった。

之に対し、AIDは、スラウェシの南部において農業教育プロジェクトを実施に移さんとしている等、スラウェシを相当重視していることがうかがわれた。

こゝにおいて、主要分野の専門家等より成るプロジェクト・ファインディング・チームをスマトラ・スラウェシの二地域に派遣し、同一人が同じ眼で二地域を視察し、比較し、地域選定等を行う必要があると考えられる。

(2) 研修員受入事業について

a. degree の付与

現在の技術協力の制度においては、在日研修期間が原則として、1年以内の短期間であるので、十分な研修もなし得ない場合もあり、又受入大学側にも問題があつて、degree の付与までは考慮されるに至っていない。

この1年以内の技術研修は他の既開発国にはあまり例をみない制度であり、これにはこれとしての意義は十分認められるものの、現在より長期間に亘る研究により degree を付与する別のシステムを創設する要があると考えられる。

b. 国別、分野別の特別集団コースの設定

イ国からの研修員はコース別に見ると各々1~2名であり、また、他国との技術等のレベル差もあり、イ国として満足できるコースが多いとは考えられないので、新たに国別の、また分野業種別の集団コースを設け、こゝに一国より約10名前後の研修員を受入れて研修させることを要望された。

このような国別コースは、必ずしも毎年設ける必要は無く、イ国にとって数年に1回でもよいから、その方がより効果的であると考えられる。

(3) 農業関係プロジェクト（含東部ジャワ・メイズ・プロジェクト）の十分なるフォローアップを行うこと。

現在、イ国における我が国の農業関係プロジェクトとしては、次のプロジェクトがある。

- a. 西部ジャワ食糧増産計画
- b. 東部ジャワメイズ "
- c. タジム地区農業開発計画
- d. ラムボン "
- e. 農業研究協力

当調査団が直接視察し、関係者と意見交換したのは、上記の(1)(2)(5)のみであったが、他のプロジェクトをも含めて、協定終了後の十分なるフォロー・アップを切望するとの農業省よりの意見表明があった。

そもそも、農業関係プロジェクトは、上記 e の研究協力を除き、農村において直接に農民と接し、これ等を啓蒙し、指導し、将来への方向づけを与えるものであるので、数年の期間を以て農業プロジェクトに協力し、終了したとは云い難い性質のものである。

当調査団が、現地の専門家と協議し、大使館とも意見交換した上記 a b のプロジェクトのフォロー・アップの方法としては、次のものが考えられると思う。

イ. 協定終了とともに、日本側専門家を引き揚げ、その後は巡回指導班と機材供与とをもってフォローする。

西部食糧増産プロジェクトは、74年5月に、東部メイズ・プロジェクトは74年7月に、それぞれ協定が満了する。

上記の方法をとれば、その後は、現地に派遣され駐在する専門家はなくなり、1年に1カ月前後の巡回指導班のみが農民への指導を行うことになる。

現地に2～3年の期間を以て生活する専門家を以てしても、現地農民の啓蒙・指導に困難を感じているのであるから、1年に1～2カ月の指導と材料供与だけとなった場合、いさゝかその成果に疑問を感じざるを得なかった。

ロ. 協定終了後も1～2名の専門家を常駐させ、機材供与をも行う。

この方法は前記(1)よりも、ずっと強力であり、機材供与も生かされてくるものと考えられる。

また、常駐する専門家の中には社会学者をも入れて、現地での人口、教育、土地制度等の社会基盤と密着した指導方法を取り入れて行くことも必要と考えられる。

この1～2名の専門家の常駐はプロジェクト発足時より10年間程度の年限の間行い、その後は、巡回指導班と機材供与とを行うことが望ましい。

(4) O T O A 内部の業務改善について

a. 長期派遣専門家よりの実態聴取を行う。

これには、新聞記者等文筆の才ある者に委嘱して、専門家の帰国後、実態を聴取し、現地での生活を不知・不識のうちに読み取れるような、“読みもの”を作成し、派遣専門家のオリエンテーション、或は部外関係者の啓蒙に利用する。

b. 資料の整備と配布の徹底

O T O A には各地域の貴重な資料が収集されているのだから、之を整備して、利活用し易くするとともに大使館・海外事務所等に洩れのないように配布するシステムを作る必要があると思われる。

付 属

1. 調査日程

- 3月 4日(日) 東京 → ジャカルタ
- 5日(月) 海外事務所との打合せ
大使館との打合せ
- 6日(火) ○公共事業省, 水資源開発総局にて専門家より
事情聴取
○総理府技術調整委員会にてコロンボプラン担
当課長ギナンジャ氏と意見交換。
○情報省にて専門家より事情聴取。
- 7日(水) ○運輸通信省海運総局にて専門家より事情聴取
○漁業専門家より事情聴取
○午後よりバンドンへ
○バンドンにてかんがい, 農業, 土木および日
本語の専門家より事情聴取
- 8日(木) ○バンドン・セントブロンネス病院に坂井専門
家を見舞う
○公共事業省水資源総局かんがい局を訪問, サ
ドリ部長とこん談
○パジャジャラン大学文学部を訪問, 松本日本
語専門家の授業を視察
○バンドン発
○ボゴールのムアラセンターにて西部ジャワ食
糧増産プロジェクトの菅生団長と意見交換
○同じくムアラの中央農業研究所を訪問, 岩田

専門家団長より事情聴取および現場視察

○ ジャカルタ着

9日(金)

○ 前日までの調査結果を大使館へ報告

○ 内務省を訪問, アタル・シペロ地域開発部長
とこん談

○ 労働省を訪問, サミール渉外部長と意見交換

○ 運輸通信省陸運総局専門家より事情聴取

10日(土)

○ 大使館の田中事務官よりスラウェン島に関する一般事情および同地に設立予定の職訓センターについての説明を聞く

○ ホテル・インドネシアにて田中大使館主催の研修員(文部省ベースの日本留学生・私費留学生をも含む)親睦会に出席

11日(日)

○ タンジュン・プリオク港湾地域視察

12日(月)

○ 農業省農業総局訪問, スマントリ総局次長およびザインディン渉外課長と意見交換

○ 工業省訪問スジョルファイ渉外課長補佐と意見交換

○ AID訪問, Chief Officer of general planning div Mr. Herrよりイ国におけるAIDの活動状況聴取および意見交換

○ 世銀派遣専門家藤田氏よりイ国の一般経済事情についてこん談

13日(火)

○ ジャカルタ発 ボゴール・ムアラの農業センタ

—へ

- 農業巡回指導調査団（OTCA派遣）とともに菅生団長より西部ジャワ食糧増産計画の実施状況について説明を聞きこん談
- ジャカルタ帰着

14日（水）

- ジャカルタ発ボゴールへ
- 農業巡回指導調査団とともに、シンダンバランおよびパンタルカンピンのデモンストレーション・ファーム等を視察
- ジャカルタ帰着

15日（木）

- オーストラリア大使館を訪問，ゴバン参事官，コディアロフニ等書記官およびスリンハマニ等書記官よりイ国におけるオーストラリアの技術協力について状況聴取・こん談
- UNDPを訪問，Chief Officer of general planning アイゼンバーカー氏よりイ国におけるUNDPの活動状況，今後の方針等を聴取．意見交換
- バベナス飯田専門家より事情聴取・意見交換

16日（金）

- ジャカルタ発，スラバヤ着
- スラバヤ領事館訪問，挨拶
- スラバヤ発クディリ着
- 東部ジャワ・メイズプロジェクトのパラウィジョ・センターを訪問，専門家団より事情聴取，意見交換
- 上記センターにてマラン・イキップ大学教育学部へ派遣中の理科教育専門家武村氏より事

情聴取, こん談

- クディリ発シンゴサリ着
- メイズ, プロジェクトのデモンストレーション・ファームであるシンゴサリ農業協同組合事務所および倉庫・作業場を視察
- シンゴサリ発マラン着
- 在マランのイキップ大学教育学部の理科教育教室・実験室等を視察
- マラン発, トレテス着

17日(土)

- トレテス発, クディリ着
- クディリ郡農業部訪問, 部長および専門家より事情聴取・意見交換
- クディリ県農業部訪問, スダルソノ部長とこん談
- 在クディリの公共事業省砂防事務所を訪問, スルジョ所長より説明を聞き, 専門家より事情聴取
- イ国側のメイズ訓練センターを視察
- ブンチュ村, カボン村の作付現場, 乾燥機(OTCA供与)倉庫等視察
- クディリ・BUUD(農協の新組織)本部事務所・倉庫・作業場等視察
- 有吉領事を中心にメイズ・プロジェクト専門家団とこん談

18日(日)

- スラバヤ発, ウジュンパンダン(マカッサル)着
- 労働省マカッサル地域事務所長マウラナ氏および在ウジュンパンダン・スラバヤ領事

館連絡員 津田氏と日程打合せ

- 19日(月)
- 南スラウェシ州庁を訪問、官房長サルマン氏とこん談
 - 南スラウェシ州副知事パタライ氏とこん談
 - 労働省スラウェシ地域事務所長マウライ氏より設立予定の職訓センターのその後の状況につき事情聴取および候補地視察
 - ゴアの紙パルプ工場(日本よりの賠償工場、後年O.T.C.Aよりリハビリテーション調査団を派遣したもの)を視察、アマルタ副工場長とこん談
 - ウジュンパンダン港湾管理局訪問、ウェストハ局長等とこん談、港湾施設視察
 - ウジュンパンダン発、ワジョー県シンカン市着
 - ワジョー県知事等とこん談
- 20日(火)
- ワジョー県庁を訪問、県知事等とこん談
 - テンベ湖をボートにより視察
 - 魚市場視察
 - シンカン市発
 - 東洋綿花K.Kの現地会弁会社農場訪問、荻原社員より実情を聞く
 - パレバレを経てウジュンパンダン着
- 21日(水)
- 南スラウェシ州農業部を訪問、セヌデル部長と意見交換
 - 州庁を訪問、サルマン官房長に視察結果報告
 - ウジュンパンダン発、ジャカルタ着

- 中央統計局を訪問，専門家より事情聴取
- 22日(木) ○大使館岩本書記官および吉田事務官に調査結果報告
- 23日(金) ○労働省を訪問，サリム渉外部長とこん談
○OECF・海外農業開発財団派遣の調査団等とともに田中大使に帰国挨拶・こん談
- 24日(土) ○ジャカルタ発，東京着

2 主要収集資料

1. インドネシア・country programmig (UNDP assistance requested by the Government of Indonesia for the period 1972~1976)
2. インドネシアにおけるAIDの援助
3. 技術協力におけるエバリュエーション・ハンドブック(AID)
4. The propose Master plan for the establishment of the Eastern Indonesia Research Centre for Agriculture (Sirco)
5. インドネシア統計ポケットブック
6. 公共事業省水資源開発総局組織図